

笠間市告示第 83 号

令和 3 年第 1 回笠間市議会定例会を，次のとおり招集する。

令和 3 年 2 月 22 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 令和 3 年 3 月 1 日 (月)

2 場 所 笠間市議会議場

令和3年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
3月 1日	月	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 補正予算質疑・委員会付託 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
3月 2日	火	休 会	議案調査
3月 3日	水	休 会	常任委員会（補正予算審査）
		本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 委員長報告・質疑・討論・採決（補正予算） 予算特別委員会の設置・付託 〔議会運営委員会〕
3月 4日	木	休 会	常任委員会（総務産業・教育福祉）
3月 5日	金	休 会	常任委員会（建設土木）
3月 6日	土	休 会	
3月 7日	日	休 会	
3月 8日	月	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月 9日	火	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月10日	水	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月11日	木	休 会	議事整理
3月12日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月13日	土	休 会	
3月14日	日	休 会	
3月15日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月16日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
3月17日	水	休 会	議事整理
3月18日	木	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会〕

令和3年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和3年3月1日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	12番	畑岡洋二君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	13番	石田安夫君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	中 村 公 彦 君
総 務 部 長	石 井 克 佳 君
市 民 生 活 部 長	金 木 雄 治 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	吉 田 貴 郎 君
上 下 水 道 部 長	横 手 誠 君
市 立 病 院 事 務 局 長	後 藤 弘 樹 君
教 育 部 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	堂 川 直 紀 君
笠 間 支 所 長	岡 野 洋 子 君
岩 間 支 所 長	伊 勢 山 裕 君

---

#### 出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	堀 越 信 一
議 会 事 務 局 次 長	西 山 浩 太
次 長 補 佐	松 本 光 枝
係 長	神 長 利 久
主 幹	塩 田 拓 生

---

#### 議 事 日 程 第 1 号

令和3年3月1日（月曜日）

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 請願・陳情について
- 日程第4 施政方針について
- 日程第5 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第6 委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

- 議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第6号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第7号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第20号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第21号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第22号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

- 日程第24 議案第23号 笠間市復興まちづくり基金条例を廃止する条例について
- 日程第25 議案第24号 笠間市庁舎建設基金条例を廃止する条例について
- 日程第26 議案第25号 笠間市文化財保護基金条例を廃止する条例について
- 日程第27 議案第26号 笠間市景観条例について
- 日程第28 議案第27号 笠間市いじめ防止対策推進条例について
- 日程第29 議案第28号 動産購入契約の締結について（新型コロナウイルス感染症対策高規格救急自動車購入）
- 日程第30 議案第29号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第30号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第31号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 令和2年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第33号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第36号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第37号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第38号 令和3年度笠間市一般会計予算
- 議案第39号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第40号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第41号 令和3年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第42号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第43号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第44号 令和3年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第45号 令和3年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第46号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第47号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計予算

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 請願・陳情について
- 日程第4 施政方針について
- 日程第5 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第6 委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について

- 日程第7 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第6号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第7号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
 議案第17号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
 議案第18号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第19号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第20号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第21号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第22号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第23号 笠間市復興まちづくり基金条例を廃止する条例について
- 日程第25 議案第24号 笠間市庁舎建設基金条例を廃止する条例について
- 日程第26 議案第25号 笠間市文化財保護基金条例を廃止する条例について
- 日程第27 議案第26号 笠間市景観条例について
- 日程第28 議案第27号 笠間市いじめ防止対策推進条例について
- 日程第29 議案第28号 動産購入契約の締結について（新型コロナウイルス感染症対策高規格救急自動車購入）
- 日程第30 議案第29号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第30号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第31号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 令和2年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第33号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第36号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第37号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第38号 令和3年度笠間市一般会計予算
- 議案第39号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第40号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第41号 令和3年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第42号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第43号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第44号 令和3年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第45号 令和3年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第46号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第47号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計予算

---

午前10時00分開会

## 開会の宣告

○議長（石松俊雄君） おはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症防止対策としまして、体調管理や手指の消毒の徹底、また、マスクにつきましては、発言の際も含めて着用をお願いいたします。

また、本日、執行部より写真撮影の申出がありましたので、許可をしたことを報告をしておきます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、タブレットに配付してある資料のとおりであります。

---

## 議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番坂本奈央子君、2番安見貴志君を指名いたします。

---

## 会期の決定について

○議長（石松俊雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る2月20日、議会運営委員会において御審議いただいております。

ここで議会運営委員会委員長から報告をお願いいたします。

委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

○議会運営委員長（市村博之君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は2月22日、令和3年第1回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、3月1日から3月18日までの18日間といたします。

初日の3月1日は、会期の決定、請願陳情の付託、議案の説明を受けた後、議案の一部につきまして質疑、討論、採決を行います。

また、令和2年度の補正予算につきましては、質疑を受けた後、各常任委員会へ付託となります。

なお、一般質問通告の締切りは本日の午前中まで、議案質疑の通告締切りは本日の午後5時までとさせていただきます。

2日は、議案調査のため休会といたします。

3日は、午前10時から各常任委員会を開会し、付託された補正予算の審査を行います。午後から本会議を開き、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に付託いたします。

また、午前中に行った補正予算審査の結果を各常任委員長から報告を受け、質疑、討論、採決を行います。さらに、令和3年度の各会計の予算審査のため、予算特別委員会を設置し、付託いたします。

4日、5日で常任委員会を開催し、8日、9日及び10日の3日間で予算特別委員会を開催いたします。

12日、15日及び16日の3日間で一般質問を行います。

なお、討論通告の締切りは、16日の午前中とさせていただきます。

最終日の18日は、各常任委員会及び予算特別委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、終了となります。

以上、報告いたします。

○議長（石松俊雄君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおりとします。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月18日までの18日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

---

### 請願陳情について

○議長（石松俊雄君） 日程第3、請願陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出されました請願陳情につきましては、文書表を付してその写しをタブ

レットに配信をしております。

その請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

---

## 施政方針について

○議長（石松俊雄君） 日程第4、施政方針について、市長より発言を求められておりますので許可をいたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和3年度の一般会計をはじめ、各特別会計、企業会計、予算及び関係諸議案の御審議をお願いするに当たり、私の市政運営についての方針を述べさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者が国内で初めて確認されてから1年が経過し、いまだ終息が見通せない状況が続いております。本市におきましても、昨年11月から1月にかけて感染者数が著しく増加するなど、市民生活や経済活動が制限され、大きな影響を受けています。

これまでも、国の緊急経済対策に加え市独自の支援を実施するなど、感染症対策と社会経済活動の両立に向けての取組を進めてまいりましたが、引き続き状況を見極めながら、的確かつ積極的に対策等を講じてまいりたいと考えています。

そうした中、感染症対策の決め手となるワクチン接種については、昨年12月に庁内ワーキングチームを立ち上げ、本年2月1日にはプロジェクトチームを発足して体制を強化するとともに、医師会との協議や高齢者施設への説明会、2月12日には地域医療センターかさまで集団接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど、迅速に接種が行えるよう準備を進めているところでございます。

実施については、16歳以上の市民の方約6万6,000人が対象となり、県の方針や優先順位を踏まえて接種体制を構築し、市医師会等の連携協力の下、順次進めてまいります。また、接種方法については、医療機関での個別接種及び市内公共施設等での集団接種を予定しているところでございます。

次に、令和3年度の予算編成方針について御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、市税については、新型コロナウイルス感染症の影響等により約2.3%の減となる見込みであります。地方交付税につきましては、令和2年度までの制度であった合併による特例加算の終了を見込む一方で、国の地方財政計画における地方交付税総額が前年度と比較して増となる見込みであるほか、市税の減や公債費の増を考慮し、増額を見込んでおります。

歳出につきましては、社会保障関連経費や重点的な公共施設の整備等に経費がかかるほ

か、感染症対策経費や新たな日常の実現に向けた経費が必要となるなど、一段と厳しい財政状況となっております。

このようなことから、予算編成方針の基本的な考え方として、限られた貴重な財源を有効活用するため、必要性が高い事業に重点を置いた予算とすることを掲げ、行財政改革を推進し、事務事業の見直しやビルドアンドスクラップにより、効率的で実効性の高い行政運営を目指し、全部署に可能な限り経費の見直しを図りながら、重点的な課題の新たな取組を積極的に進めることとしました。

これらの結果、令和3年度の一般会計予算は総額324億5,000万円で、前年度と比較しますと1億8,000万円、0.6%の増となります。特別会計予算については、国民健康保険特別会計をはじめとする5会計で、予算総額は164億2,000万円であります。また、企業会計予算については、病院事業会計をはじめとする4会計で、予算総額は75億4,686万1,000円あります。なお、一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算を合わせた本市の令和3年度の予算総額は564億1,686万1,000円で、今年度と比較すると8億4,058万4,000円、率にして1.5%の増となります。

次に、令和3年度の重要事務事業について御説明申し上げます。

コロナ禍は、医療、保険、産業など、幅広い分野に及ぶ社会変化と市民に不安をもたらしました。人口減少を背景とした課題は、継続して多岐にわたる中で、デジタルシフト、リモート化など、新しいライフスタイルに伴う需要の変化が予想され、これらに即時に対応していく必要があります。

そのため、予算編成に当たっては、社会変化に対応した安心できる笠間暮らしの形成、新たな手法、技術の導入によるサービスの向上を重点課題として設定し、公民連携とデジタル化を共通の視点として、安心を感じる質の高い笠間暮らしの実現を目指して、笠間市第二次総合計画及び第2期笠間市創生総合戦略に即した62の事業を重要事務事業といたしました。

次に、令和3年度の主要施策の概要について、笠間市第二次総合計画に掲げる七つの政策の柱に沿って述べさせていただきます。

初めに、都市基盤の整備に関する取組についてですが、本市の新たな拠点となる道の駅につきましても、ゲートウェイ型道の駅として9月16日の開業予定で整備を進めてまいります。開業に当たっては、事業主体の第三セクターと連携し、市民や関係者等を対象にしたプレオープンの実施を検討しております。

施設の概要につきましても、地元農産物を販売活用する直売場やレストラン、フードコート、笠間の栗ショップ、情報発信施設、利便性の高いトイレ、24時間営業のコンビニのほか、イベント等で活用できる屋根付多目的広場、芝生広場等を整備してまいります。さらに、広域的な防災拠点としても位置づけ、防災用マンホールトイレ、井戸、非常用電源設備等の整備を行ってまいります。

また、公共交通の結節点としての利点を生かし、観光拠点としてのゲートウェイ機能を重視することで、多くの方々の来訪による経済効果を図り、さらには、農産物の販路拡大による農業者等の所得向上を目指してまいります。

次に、公共交通につきましては、利用者の減少などから、継続に多額の費用を要するという現状を踏まえ、利用者の利便性の向上と持続性を意識した再編を進めていきます。

再編に当たっては、道の駅オープンを見据え、シェアサイクルといった新たな移動手段の導入をはじめ、利用者の増加に資する既存のバス等のネットワークの再構築を、ICTの活用等により利便性の向上を目指します。

次に、畜産試験場跡地の市有地につきましては、子どもたちをはじめとして、多世代の方の憩いの場となる多目的広場をオープンするとともに、未利用の県有地については、引き続き市の考え方の提案を行うなど、県との利活用協議を進めてまいります。

次に、笠間芸術の森公園のスケートパークにつきましては、3月20日にオープンをいたします。開園に合わせて、「アクションスポーツアートフェス2021 in 笠間」と題したビッグイベントを予定しており、全国に向けて笠間をPRする絶好の機会と考えています。

さらには、東京オリンピック競技のスケートボードにおいて、金メダル候補がそろそろアメリカチームの事前キャンプ地に決定し、さらには、フランスチームからもフランス駐日大使館を通じてキャンプ実施要望があるなど、オリンピックを身近に感じることができるとともに、スケートパークの運営に大きな弾みがつくことと確信しております。

今後は、このスケートパークを活用して、指定管理となる株式会社ムラサキスポーツの経営能力を生かして、多様化するスポーツ需要に応えるとともに、大会やイベント開催による交流人口の増加や市のイメージアップを図っていきます。

次に、移住交流につきましては、公民連携により、空家等を活用してサテライトオフィスやワーケーション等の誘致を進め、空家が増加する住宅地等において芸術家など対象を絞った移住推進策を展開してまいります。また、事業推進を図るため、市長公室内に企業誘致移住推進課を設置をします。

次に、国道の整備についてですが、国道50号の4車線化が図られるよう、国及び県に対して要望活動をしてまいります。

一般県道平友部停車場線については、県事業として本市も協力しながら、友部駅前から両側歩道の延長690メートルについて、無電柱化を実施してまいります。主要地方道石岡城里線については、安居地区から仁古田地区にかけてバイパス化を計画しており、早期完成に向けて取り組んでいきます。その他の県道についても、引き続き交通の円滑化と歩行者の安全を確保するため県と連携し、早期完成に向けて事業の推進を図ってまいります。

生活を支える道路の整備については、幹線道路の整備として、国の交付金を活用して整備を推進しており、特に、令和3年度にオープンする道の駅に通じる道路として、令和4年3月に南友部平町線の全線開通を目指します。来栖本戸線、市道（友）2級5号線につ

いては、それぞれ1件ずつの未買収用地がありますが、早期完成に向けて事業推進に取り組めます。

生活道路の整備については、各行政区からの要望を基に、優先度の高い路線からの整備を進めます。道路の維持管理においては、特に、自転車ネットワーク路線整備事業により、安心、安全、快適に利用できるサイクリング環境の整備を進めてまいります。

北関東自動車道、仮称笠間パーキングスマートインターチェンジにつきましては、国による準備段階調査に採択されたところであり、今後は、建設課内に推進担当を置き、国県及び警察並びにNEXCO東日本などの関係機関とともに、新規事業化としての整備計画決定に向けて取り組んでいきます。

次に、公営住宅につきましては、市営と県営の福原住宅への入居促進を図るため、引き続き子育て世帯に助成金の支給や集会場において、学習支援教室を開催してまいります。

次に、水道事業につきましては、ライフラインを強化し、安全・安心な水道水の安定供給を図るため、建築後42年経過した宍戸浄水場を、水道事業第二次基本計画に基づき、バックアップ体制の整った災害に強い施設に、令和5年度の完成を目指して更新をしていきます。さらに、茨城中央工業団地笠間地区への水道水供給に伴う配水量の増加に対応するため、配水池の整備を浄水場の更新と併せて進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、茨城中央工業団地への進出企業等による汚水量の増加に伴う浄化センターともべの増設工事が完成したことにより、4月から供用を開始し、令和3年度は場内整備工事等を実施します。また、老朽化した処理施設の更新工事につきましては、令和5年度にかけてストックマネジメント事業を進めており、令和3年度は浄化センターともべの最終沈殿地や塩素混和池等の処理施設の更新工事を実施してまいります。

農業集落排水事業につきましては、経営状況の明確化、経営の弾力化、経営意識の向上を図るため、令和5年4月から公営企業法の適用に向けて準備を進めます。

マンホールポンプ場においては、電波法改正に伴い、アナログ方式からデジタル方式への通報装置の交換工事を進めていきます。合併処理浄化槽設置事業につきましては、これまで公共下水道の事業認可区域や農業集落排水の実施地区以外の申請者に対して、希望者全員に補助を実施してまいりました。今後は、公共下水道事業認可区域であっても、費用対効果により環境整備が進んでない区域においては補助金が交付できるよう、検討をしてまいります。

公共下水道及び農業集落排水使用料の見直しについては、新型コロナウイルス感染拡大による市民の方の生活や地域経済の影響を配慮し、当面1年の延期をしたところですが、社会情勢等を注視しつつ、令和4年4月の見直しに向けて作業を進めています。また、下水道事業の収入確保のため、戸別訪問や広報紙への周知等を行い、接続率の向上を図ってまいります。

広域化共同化計画については、人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う

大量更新期の到来等により、その経営環境は厳しさを増していることから、持続可能な事業運営を推進するため、令和4年度までの策定を進めます。

次に、生活環境の整備に関する取組についてですが、生活支援につきましては、経済的理由で結婚に踏み出せない方の後押しをするため、国の制度を活用して最大30万円まで、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経費を支援をしていきます。本事業の展開により、結婚から子育てまでの切れ目ない施策を実施し、少子化対策の強化を図ります。

交通安全対策につきましては、令和2年の市内における交通事故発生件数は170件であり、前年より48件減少し、交通事故死亡者数は3人で、前年より2人少ない状況となっています。今後も、さらなる交通事故発生件数の減少を目指し、笠間警察署や交通安全協会、交通安全母の会などと協力しながら進めてまいります。

一方、近年、交通安全団体やボランティアの方々の高齢化や担い手不足などの課題が顕在化しています。そのことから、今まで団体やボランティアがキャンペーンやパトロールで行っていた啓発活動を、人的負担を軽減した啓発方法として、大手企業などに交通安全の取組を組織として実施してもらえるよう呼びかけることにより、社員、その家族へ広げていくような新たな交通啓発活動にも取り組んでまいります。

犯罪の防止につきましては、令和2年度に地域の自主防犯活動の補完として、行政区等を対象に設置費用の一部を補助する防犯カメラ設置事業補助金を創設し、1行政区に3か所分の支援を行いました。今後も、行政区への防犯カメラ費用支援を継続することで、公共の安全・安心の確保を図ってまいります。

次に、東日本大震災の発生から間もなく10年がたちます。災害に対する備えにつきましては、大雨や地震などの自然災害から市民の生命、財産を守るため、防災対策を強化してまいります。

特に、避難所における感染症対策については、基本方針に基づき、避難所開設運営訓練の実施や、避難所内での感染防止資機材や、備蓄品の整備を進めてまいります。地域防災活動の核となる自主防災組織については、これまで組織結成や資機材購入の補助に取り組み、結成数は151団体で、組織率は63.62%となっています。引き続き未結成の地区の方々に設置を働きかけていきます。

また、災害時に地域の集会場等を自主的に開設する届出制自主避難所制度を開始し、現在までに30団体を超える自主防災組織の登録をいただいています。感染症対策としても避難所分散させることが重要となりますので、引き続き登録を促進していきます。

防災行政無線については、令和2年度から2か年でデジタル化整備工事を進めています。高性能スピーカー等の活用した音質向上を図り、情報を災害メールやアプリ等で即時発信できるようにすることで、情報伝達の迅速化を図ります。令和3年度につきましては、笠間地区、岩間地区の屋外拡声子局や防災情報システムの整備を進めます。

原子力災害につきましては、コロナ禍における災害に備えるため、防護措置と感染症対

策の両方を踏まえた資機材の運用訓練や避難所開設運営訓練を実施してまいります。

次に、消費者行政につきましては、迅速かつ適格な対応が大切であり、令和2年度は、笠間消費者マイスターを新たに6名任用することで25名となり、地域による身近な見守り体制の強化を進めています。令和3年度においても、相談員のスキルアップや消費者の方への情報提供、啓発活動も継続して実施し、消費者トラブルの未然防止、早期解決に向けて一層の推進に努めます。

次に、環境施策につきましては、これまでに廃プラスチック問題の対策として、令和元年9月に市役所内の廃プラスチック削減に向けた取組を開始し、その動きを地域全体の取組とすべく、令和2年7月にプラスチックごみゼロ宣言を掲げ、使用削減を推進をしてまいりました。令和3年度は、プラスチックごみの削減対策を継続しつつ、新たにゼロカーボンシティを宣言することにより、市民、事業者、滞在者、行政が一体となって地球温暖化対策に取り組むことで、脱炭素社会の実現を目指してまいります。

さらに、新たな取組として環境サポーター制度を創設し、SNSなどを活用して環境イベントや最新の環境対策に関する情報発信、環境団体が実施する事業へ参加協力等のできる体制を構築していきます。

犬猫の適正飼養につきましては、飼い犬、猫の不妊去勢手術補助や適正管理を目的とした動物指導センターと共同のイベントなどにより、適正飼養の普及、市民の動物愛護意識の高揚を図り、また、災害時の同行避難の対応なども含めたペット適正飼養を推進してまいります。

近年、市内においても、ゲリラ不法投棄が多発しています。不法投棄対策につきましては、啓発活動や監視カメラの増設、ドローンの活用、捜査機関との連携強化を図るとともに、警戒体制を整備し、早期発見、早期対応に努めます。また、県においても、監視指導の強化など、市町村要望に対する取組が積極的に進められているところであります。

廃棄物処理につきましては、現在、笠間地区及び友部、岩間地区において、持込みごみに対する一般廃棄物処理手数料が異なっていることから、令和3年度内に手数料の改正を行い、ごみ処理経費の公平性を図ります。

最終処分場諏訪クリーンパークについては、現在まで約8割が埋め立てられていることから、第2期処分場の整備に向けた設計作業を進めており、令和5年度の供用開始を目指して、令和3年度から2か年の継続事業で処分場整備を進めてまいります。エコフロンティアかさまの埋立て終了見込みや笠間市環境センターの老朽化への対応などを踏まえ、新たなごみ処理施設の整備計画の策定を進めてまいります。令和3年度は、施設整備の財源として循環型社会形成推進交付金を活用することから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める環境型社会形成推進地域計画の策定を進めていきます。

次に、消防・救急体制の整備についてでございますが、岩間消防署は築後43年が経過しており、施設建設に向けた実施設計を進めてまいります。救急体制については、新型コロナ

ナウイルス感染症対策基金を財源に、感染症事案に対するための専用救急車を配備するとともに、感染者搬送用のカプセル隔離装置など資機材充実を図ります。また、消防団については、安定的な活動を確保するため、車両の更新に加え、団員の運転免許取得の支援を開始をいたします。

次に、健康増進福祉の充実に関する取組についてですが、子育て支援につきましては、令和3年4月にこども福祉課内に保健師や社会福祉等の専門職を配置する子ども家庭総合支援拠点を開設し、さらなる児童虐待等の防止に努めていきます。

また、新たに家庭で子育てをしている保護者とその子どもを対象に、公立保育所において実施する季節の遊びやイベントに参加し、園児との触れ合いや保護者間のコミュニケーションを図ることを目的とした親と子の体験事業を実施し、さらに、ママ・リフレッシュ事業は、新たに移動型として、市内3か所において実施できるよう拡充をしていきます。

次に、障害者福祉につきましては、令和3年度から令和5年度までの笠間市第6期障害者福祉計画、第2期障害児福祉計画がスタートいたします。障害のある方の就労支援の推進や医療的ケア児の支援体制の整備、情報コミュニケーション環境の向上、さらには、発足障害児等の支援の推進など、八つの重点課題を定め、乳幼児期から高齢期に至るまで、障害の特性とライフステージに応じた切れ目のない支援を、多種職・多分野連携により展開をしてまいります。

特に、発達障害児等の支援の推進については、子ども育成支援センターにおいて新たに医師による発達相談を実施することにより、相談支援体制の充実を図ります。発達特性による子育てに悩みを感じる保護者に対しては、児童の行動に対する客観的な理解を含め、正しく子育てに挑む自信を身につけることを目的とした研修ペアレントトレーニングを実施し、親子が良好なコミュニケーションを築くための支援を行います。発達障害児に関わる様々な支援者に対しては、各分野の第一人者を招き、対応困難事例に関する直接的な助言、指導を受ける機会を設け、地域の支援力の向上を図ります。

教育現場においては、発達性読み書き障害者に対し、適切な学習指導が行えるよう、小中学校教諭を対象とした指導者育成研修を実施し、品質向上や支援授業の充実を図り、児童の総合的な支援に努めます。

次に、高齢者福祉につきましては、令和3年度から令和5年度までの高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づき、高齢者に関する施策を総合的に推進をしてまいります。特に、相互に支え合い、やさしさと心が通い合う地域づくりを目指し、地域共生社会の実現を掲げ、介護予防や健康づくり、認知症施策の推進、災害や感染症対策に関わる体制整備などに取り組んでまいります。

介護保険料につきましては、3年ごとに改定することになっており、年々高齢化が進行し、要介護者の増加に伴いまして、介護給付費が増えている状況を踏まえ、令和3年度から介護保険料を月額基準額5,200円を5,700円に改定をいたします。

また、権利擁護の支援連携ネットワークを目的とした中核機関を地域包括支援センターに設置します。各中核機関では、成年後見制度に関する相談窓口の機能を担い、関係機関との連携を図ることで、制度利用が必要な方をいち早く把握し、成年後見制度の適切な利用を促進します。さらに、オンラインを活用した子育て、福祉、健康に関する相談システムを構築することで、相談支援のさらなる強化を図ってまいります。介護認定審査会についても、オンラインシステムを構築することでペーパーレス化や事務の効率化を図ります。

次に、国民健康保険事業については、国は保険制度の安定的な財政運営を図るため、国保運営方針において、国民健康保険税の賦課方式を所得割と均等割の2方式とし、令和4年度から統一を目指すこととしており、本市においても、その取組を進めてまいります。また、上昇傾向にある医療費の適正化を図るため、特定健診や医療機関検診を積極的に進めることにより、生活習慣病予防や健康づくり意識を高め、誰もが健やかに暮らせるまちづくりを目指します。特に、本年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用がスタートし、資格情報をはじめ、薬事情報や特定検診情報のデータ確認が可能になり、利便性の向上と適正な診療が受けられるようになることから、マイナンバーカード利用に向けた取組を支援してまいります。

次に、産業の振興についてでございますが、人口減少が進む中で、地域の活力の維持、成長を図り、市民生活の質を高めるために雇用創出や所得向上を目指した取組を進めます。

まず、企業誘致につきましては、昨年、茨城中央工業団地笠間地区において、タカノフーズ関東株式会社やミサワ医科工業株式会社など5社が操業を開始し、さらに、複数の企業が操業開始に向けて準備を進めているところです。引き続き茨城中央工業団地笠間地区約35ヘクタールや畜産試験場跡地の約23ヘクタールに、県と一体となって企業誘致の推進に努めてまいります。

次に、農業の振興につきましては、新規就農者や認定農業者等が経営基盤強化のために必要とする農業機械等の整備、地域の担い手、農家への農地の集積など、持続可能な農業経営に対して支援を行い、担い手の確保、育成に努めてまいります。

土地改良事業につきましては、新たに土地改良事業を計画している石井、来栖、稲田地区や、令和2年度から整備を開始した笠間大淵、南友部、大田地区、再整備の友部、小原、友部中央、随分附、押辺、安居地区も含めた7地区において、事業を推進してまいります。

日本一の栗産地づくりを目指して、栗の経営規模拡大、品質向上や栽培機材等の導入に対する支援を充実し、新たな栗栽培、生産者の育成と栗の補助拡大の促進、生産振興を図ってまいります。事業としましては、10アール以上の面積の栗畑の新植や改植、集積に対する支援を拡充し、未収益期間の収入保障の支援を行います。

また、氷蔵庫や焼き栗機などの設備整備などにも支援ができるよう、補助金額の上限について増額を行います。このほか、栗の苗木購入補助や栗補助として農地を貸し付けた場合の貸手農家に対する補助事業を、ワンパッケージとして新たな栗生産者の育成、拡大に

よる所得1,000万円の栗農家の誕生に向けて支援を進めてまいります。

市内で生産される栗につきましては、これまでの市場や民間事業者への出荷のほか、J A常陸笠間地区栗部会集荷分は、笠間市、J R東日本、J A常陸の三者による、設立する笠間栗ファクトリー株式会社が、国補事業を活用して令和4年度の秋から稼働する栗ペーストの製造を行う栗加工施設において安定的な買取りを行い、J R東日本グループやJ A常陸等の販路を活用して販売拡大を行うことで、栗生産農家の所得向上につなげてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシによる被害対策として、電気柵等の自己防衛策に対する助成と捕獲、処分に対する補助を継続するとともに、本市独自の取組である地域捕獲団体に対して、わな免許取得費や団体活動費の助成のほか、箱わなの貸出しを行い、イノシシの捕獲を継続して強化をしてまいります。なお、令和2年度のイノシシの捕獲につきましては、令和3年1月現在で、鳥獣被害対策実施隊と地域捕獲団体及び一般狩猟者合わせて960頭となっております。

次に、地場産業の振興については、新たに住宅等の新築、改修等において、笠間焼や稲田御影石を建築資材として使用した場合に、その工事費に対して最大30万円を補助する制度を創設いたします。このことにより、地場産材の需要の掘り起こし、販路開拓を支援をしてまいります。笠間焼の振興につきましては、笠間焼協同組合が行う国の補助を活用した、英国陶器産地と連携した海外販路開拓事業を継続して支援をしてまいります。令和2年度は、コロナ禍の中で現地の有識者とリモートでつながりながら承認開発を実施しました。令和3年度は、社会情勢も考慮しながら人の往来など産地間交流を深め、産地の特色を生かした試作品を製作し、海外での展示会出展などを通じ販路開拓につなげます。

次に、商業、工業の振興につきましては、コロナ禍における商工業の振興策が増大する中、きめ細かな対応が求められていることから、商工課内の業務を商業振興グループ、工業振興グループの二つに分け、商工会などとも連携を強化し、各種事業や商工業者の支援を強化をしてまいります。

市街地活性化につきましては、令和2年度に市の補助制度を活用し、笠間稲荷神社門前通りに3件の飲食店等の新規開業がありました。令和3年度はこの補助制度を発展させ、申請エリアを限定しない新たな創業補助を創設をいたします。友部駅南口地区の活性化につきましては、令和3年1月に地域の皆様との懇談会を開催し、様々な意見を頂戴したところです。また、今月、3月21日にはまちづくり専門家迎え、まちづくり講演会の開催を予定しています。令和3年度は、地元主体で活動できる組織づくりと勉強会の開催など、継続した支援を進めてまいります。

笠間市の秋を代表する催事として、第114回を迎える菊まつりにおいては、さらなる発展を図るため、運営主体である笠間の菊まつり連絡協議会を一新するなど、運営手法の見直しを行い、笠間稲荷神社や地域事業者各団体との連携を深め、菊装飾の充実化や若年層

の誘客も図れるよう進めてまいります。

次に、教育・文化・スポーツの振興に関する取組についてですが、本年度から小中義務教育学校の2学期制を本格的に導入します。一つの学級を長期化することにより、時間的、精神的なゆとりを生み出し、それを各教科の授業や学校行事に充て、充実した学校生活を実現することを目指してまいります。

I C T教育の推進については、市内小中義務教育学校に1人1台のタブレット端末を導入し、授業のI C T化やタブレット端末の積極的な活用を進めてまいります。あわせて、教員のI C T活用指導力の向上を図るため、I C T教育指導支援員4名を各学校に定期的に派遣してまいります。

英語教育につきましては、令和元年度の英語教育実施調査において、英検3級相当以上を取得している中学3年生の割合が全国平均を11.7ポイント上回るなど、これまでの取組の強化が成果として現れています。令和3年度は、新たに子どもたちの英語能力の向上とグローバル人材の育成を進めるため、中学生を対象として、福島県にあるパスポートが要らない英国ブリティッシュヒルズにおいて、語学及び異文化体験研修を実施します。

学校給食における地産地消については、昨年の地場産物活用状況調査において、市内産のタマネギやジャガイモ、キュウリなどの不作等の影響もあり、322食材のうち70食材の21.7%が活用されておりますが、前年度より16.5%減少しているところでございます。引き続き市内産のコシヒカリや野菜など、地元で生産された食材の地産地消率の増加を図るとともに、栗御飯やけんちん汁など、笠間の食材を取り入れ、安全・安心なおいしい給食の提供に努めてまいります。また、日本と台湾の相互理解と友好を目的に、台湾産バナナの提供を引き続き行ってまいります。

次に、全国こども陶芸展については、第20回の開催を記念して、内閣総理大臣賞などの新たな特別賞を設け、さらに本年は、全国の子どもたちの作品など応募作品全点を茨城県陶芸美術館に展示し、P Rを図ります。また、全国の小中学生を対象とした「第5回全国子ども絵画コンクール i n 笠間」を笠間日動美術館内において開催し、次代を担う子どもたちの文化芸術活動を推進をいたします。

日本遺産の推進につきましては、令和2年6月に文化庁から認定を受け、令和3年度は官民連携した各種事業の実践による「かさましこ日本遺産」の充実を目指してまいります。特に「かさましこ」のさらなる普及・啓発を重点事業として、笠間、益子共同での文化財公開やシンポジウムの実施、市有施設での日本遺産パネル展示等を行うとともに、市民や来訪者に、日本遺産に対する理解と関心を高める取組等を推進してまいります。

次に、スポーツの振興につきましては、まず、延期となった東京オリンピック・パラリンピックのゴルフ競技の台湾、陸上長距離競技のエチオピアのホストタウンとして、事前キャンプ及び事後交流により、交流を深化してまいります。聖火リレーについては、7月4日日曜日に、従来計画と同様に、笠間芸術の森公園と笠間稲荷神社を結ぶルートで行われ

ます。それらを通して、オリンピック開催に向けた機運醸成とスポーツへの参加意識を高めてまいります。

パラリンピックは、障害者スポーツの認識を変える起爆剤になります。本市においても、車いすソフトボールの体験会など障害者スポーツに関する取組を進め、健常者、障害者の垣根を越えたパラスポーツ競技を本市に根づかせていきます。

また、昨年7月にフレンドリータウン協定を締結した茨城アストロプラネッツの2021キャンプが、本年3月から笠間市民球場でスタートいたします。今後も連携して、スポーツを通じた地域の活性化を図っていきます。

スポーツによるまちづくりにつきましては、まず、スポーツを活用した経済の活性化の推進役として、笠間スポーツコミッションを創設し、三つの柱で進めてまいります。

一つ目は、市民の誇りの創出としてプロスポーツチームの誘致・支援、二つ目は、スポーツツーリズムの推進としてハイレベルな競技大会の誘致・開催、そして、三つ目として、アーバンスポーツの核となるような既存施設の選定や改修を検討してまいります。これらプロスポーツチームの活動やアーバンスポーツの取組は、10代、20代の若年層における市の魅力向上や都市ブランドの向上にもつながるものと考えます。

また、スポーツ人口の拡大を目的に、スポーツの得意な子どもだけでなく、スポーツに関心のない子どもにも自分の特徴に合うスポーツを発見し、その競技に取り組むことを促進する子どもスポーツ能力測定事業を実施していきます。なお、令和3年度に文部科学省スポーツ庁へ職員1名を派遣し、各方面との連携を強化して、スポーツを通じた取組をより一層推進してまいります。

市立図書館につきましては、貸出数が人口8万人未満の市区の公立図書館で、8年連続全国1位となったところがございます。新型コロナウイルス感染拡大の防止及びデジタル化を見据え、来館することなくいつでも利用できる電子書籍の提供を開始しました。本年1月22日からの開始後の1か月で1,088点の利用があったところがございます。

また、子どもの読書離れが懸念される中、読書を通して健やかな成長に資することを目的に、第三次笠間市子ども読書活動推進計画の策定を予定しております。なお、築26年が経過した施設の老朽化が進む友部図書館においては、今後、リラックスできるスペースの整備を含めた改修を検討をしてまいります。

次に、活力ある地域づくりに関する取組についてでございます。

生涯学習のまち形成、笠間版C C R Cにつきましては、定住人口の増加を図るため、笠間暮らしのモデルコミュニティとして、住宅事業4社による20区画の整備及び販売を開始いたします。安心してできる医療福祉やスポーツ、趣味活動等、余暇を楽しむことができる本市の環境を基盤として、多世代市民と来訪者が交流する場所を設置していくとともに、データヘルスによる予防の研究など大学や企業等が参加するリビングラボの設立、運営を進めていきます。

多様な生き方支援につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により深刻化している看護師や保育士不足の対策として、有資格者復職支援セミナーを開催するほか、地域で定着して生きていくライフプランを形成するための学生対象のライフデザイン講座を実施し、少子化や地域労働力の確保、地域企業の活性化などの課題解決を目指していきます。

また、全ての人が安心して暮らしていける社会をつくるために、ユニバーサルマナーのサポーター養成講座を実施し、地域におけるユニバーサルデザイン化を進めてまいります。

次に、効率的・効果的な自治体運営に関する取組についてでございますが、行政のデジタル化につきましては、令和2年9月に策定した笠間市デジタルトランスフォーメーション計画に基づき取組を進めるとともに、令和3年度は、地方におけるデジタル変革の加速を推進するため、市長公室内にデジタル戦略課を新設いたします。

多様なライフスタイルに対応した行政サービスの実現については、行政手続の相談サービスのオンライン化や公共施設予約システムの導入などを進め、利用者がスマートフォンなどにより、時間や場所を選ばず行政サービスを受けられる環境を整えていきます。

デジタル機器を所持していない方や利用が困難な方についても、デジタル化の恩恵を受けることができるように、窓口で申請書を書く手間を削減するなど、手続の利便性を向上させる取組を進めてまいります。

行政運営の効率化としましては、ペーパーレス会議の拡大やRPA化対象事業の拡大などにより、デジタル技術を活用した業務の効率化や全体最適化を進めます。入札事務につきましては、電子入札の対象拡大を行い、原則、入札の全案件電子化を実施いたします。また、行政手続の押印廃止に向けた見直しを進め、主に補助金の申請や各種届出など、窓口における申請手続の簡略化やデジタル化の推進を図り、市民等の利便性の向上や業務の効率化に取り組みます。

マイナンバーカードについては、令和3年3月から健康保険証との一体化がスタートし、令和4年度中にはほとんどの住民が保有することを目指してまいります。本市の1月末現在の交付件数は約1万8,000件で、人口に占める割合は約24%となっています。マイナンバーカードの申請機会の拡大、取得の促進に向けて、出張申請受付の拡充や窓口で申請を受け付け、カードを本人宛てに送付する申請時来庁方式を新たに導入し、普及率の向上を図ります。

次に、行政改革については、公民・共生・DXと新しい技術、仕組みを活用を取り入れた新たな行政改革大綱を、令和3年度中に作成をしてまいります。

ふるさとづくり寄附金につきましては、令和2年度の給付見込額は、2月25日現在で約8,500万円となっています。今後、まちづくりや子ども支援、芸術・文化支援、感染症対策事業の財源として活用していきます。また、さらに多くの寄附者からの応援をいただくため、新たに、市民活動課内にふるさと納税推進室を新設し、体制の強化に努めるとともに、新規申込サイトの契約、今秋にオープン予定の道の駅と連携した返礼品の開拓などに

も取り組んでまいります。

以上、令和3年度の市政運営について所信の一端を、主要施策の概要を述べさせていただきました。

最後に、本市は今年、合併後15周年の節目を迎えます。郷土の発展に尽くされた先人たちの御努力、市民、企業者、議員の皆様のお力添えのたまものと改めて敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げます。本市の成長の歩みを振り返り、未来に計上していくことが、我々の務めであると受け止めています。コロナ禍を契機とした社会環境の変化への対応など、行政が何をすべきで、何ができるのかをしっかりと考えながら、使命感を持って本市の新しい時代を築いてまいります。

さて、本定例会の提出案件は、専決処分の承認を求めることについての報告が1件、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての諮問が2件、笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてをはじめとする議案が47件です。それぞれの議案等については後ほど詳しく説明を申し上げますので、慎重なる審議の上、議決御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石松俊雄君） ここで11時10分まで休憩を取りたいと思います。

午前10時58分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し、会議を開きます。

---

#### 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（石松俊雄君） 次に、日程第5、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件は、任期満了に伴い、広域連合規約第8条第1項の規定により、議員の中から1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、2番安見貴志君を指名いたします。  
お諮りいたします。

ただいま指名いたしました安見貴志君を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。

ただいま、安見貴志君が当選をされました。

議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

#### 委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（石松俊雄君） 日程第6、委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

○議会運営委員長（市村博之君） 委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本案は、標準市議会会議規則の一部改正に基づき、本会議や委員会への欠席中の明文化や請願書の押印について規定を見直すため、本規則の改正を提案するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会から提案をいたしますので、議員各位におかれましては、よろしく賛同を賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市一般会計補正予算（第11号））

○議長（石松俊雄君） 日程第7、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度笠間市一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

この報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した令和2年度笠間市一般会計補正予算（第11号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 報告第1号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について御説明を申し上げます。

これは、令和3年2月5日付で専決処分をしたものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、ワクチン接種事業をはじめ、感染拡大防止のためへの取組に早急な予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,709万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ441億5,429万2,000円としたものでございます。

6ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正でございます。

まず、公共施設感染防止対策事業（新型コロナウイルス対策）1,007万5,000円でございます。感染防止対策のため必要となる備品等の納品に時間を要することから、次年度への繰越しの措置をするものでございます。

次の新型コロナウイルスワクチン接種事業341万8,000円につきましては、ワクチン接種にかかる物資の調達が翌年度にまたがる見込みであることから、繰越措置をするものでございます。

7ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する予約、相談から会場警備、人材派遣、備品等使用料の4事業につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。10ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金1,024万7,000円の増は、ワクチン接種にかかる国庫負担金の計上でございます。第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金6,774万円の増は、福祉施設等の従事者へのPCR検査などに充てる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、3目衛生費国庫補助金1,911万2,000円の増は、ワクチン接種に係る電算システム改修など体制確保に要する経費に対する補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、5目財産管理費1,007万5,000円の増は、第17節備品購入費に公共施設等の感染対策といたしまして、空気清浄機、サーモカメラ等を購入するものでございます。6目企画費1,672万5,000円の増は、第18節負担金補助及び交付金に、大学等に進学する方のリモート学習環境整備や子育ての傍ら在宅で資格取得を目指す方の費用負担の支援、また、子育て世代のリフレッシュを目的に、市内のアウトドアリゾートホテルの特別宿泊プランを提供する応援事業補助金1,642万5,000円の計上が主なものでございます。

下段でございます、第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費3,300万円の増は、県が実施する抗原検査の対象外となる福祉施設等の従事者、いわゆるエッセンシャルワーカーへのPCR検査委託料を計上したものでございます。

12ページを御覧ください。

2目予防費2,935万9,000円の増は、第12節委託料に、新型コロナウイルスワクチン接種の実施に伴う電算システム改修委託料546万9,000円、医療従事者等へのワクチン接種委託料1,024万7,000円、予約受付及び相談業務に係る委託料300万円のほか、ワクチン接種を円滑に実施するための体制確保に要する経費を計上したものでございます。

以上で、令和2年度笠間市一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

---

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（石松俊雄君） 日程第8、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の議決権を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱するので、本市におきましては、現在13名が人権擁護委員として人権擁護活動に取り組んでおります。

本諮問は、2名の委員が本年6月30日をもって任期満了になるため、平成30年から活動されている中庭要一氏を再度推薦し、青木みつ江氏を新たに推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより、1件ごとに採決をいたします。

初めに、諮問第1号について採決をします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、諮問第2号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議案第1号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（石松俊雄君） 日程第9、議案第1号から議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについての5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第1号から議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市政治倫理条例第10条第1項の規定による設置する笠間市政治倫理審査会の委員について、専門的知識を有する委員として篠崎和則氏、高橋 上氏の2名、

また、公募による委員として蓮田 茂氏、倉谷秋男氏、田代 敬氏の3名、合わせて5名を選任いたしたく、同上第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第5号の5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより、1件ごとに採決をいたします。

初めに、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なし、異議ありと発言されましたか。

異議がありますので、この採決は採決システムにより行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、ボタンが赤く点灯しているか御確認をお願いいたします。

申し訳ありません。再度行いますのでしばらくお待ちください。

暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

---

午前11時24分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し、会議を開きます。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか御確認をください。

よろしいですか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数21、賛成19、反対2、賛成多数であります。よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### 議案第6号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて

○議長（石松俊雄君） 日程第10、議案第6号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第6号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市教育委員会教育長の今泉 寛氏が令和3年3月31日をもって辞職されることに伴い、小沼公道氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（石松俊雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### 議案第7号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第11、議案第7号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第7号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度の行政組織機構の改編に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 議案第7号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、令和3年度の行政組織機構改編の中で、国や地方を通じた行政のデジタル化並

びに新たな日常におけるデジタルガバメントの推進を図るため、市長公室内にデジタル戦略課を新設することから、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げますので、3ページをお開きください。

第3条第1号、市長公室事務分掌中、オをカとし、エをオとし、ウの次にエ、情報政策に関することを加え、同条第2号、総務部事務分掌中、イ、情報政策に関することを削り、ウからカまでをイからオまでとするものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第8号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第12、議案第8号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第8号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、職員の安全と健康を確保し、産業医によるケア体制を整備拡充するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 議案第8号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、労働安全衛生法第13条に規定される労働者の健康管理の推進を図るため、産業医によるメンタルヘルス面談や健康相談を充実させ、職員の健康ケア体制の整備、充実を図るものであります。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

別表中、産業医報酬額に面談と1回ごと2万円を加えるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、本案は令和3年4月1日から

施行するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

**議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（石松俊雄君） 日程第13、議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、市長の給与の支給について、所要の改正をするものであり、内容につきましては、市長公室長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、市長の給料月額100分の10に当たる額を減じ、給料月額90万円を81万円とするため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

附則2第21項として、令和3年4月1日から令和4年3月31日までににおける市長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の10に当たる額を減じた額とするを加えるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

**議案第10号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（石松俊雄君） 日程第14、議案第10号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第10号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による人事院規則の改正に準じて職員の特務手当の特例を措置するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 議案第10号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、国に準じて新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、感染症防疫等作業に従事する職員に対する特殊勤務手当の特例となる作業を追加して措置するため、所要の改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

4 ページを御覧ください。

附則第2項中、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置にかかる作業であって、規則で定めるものを次に掲げる作業に改め、改正前の附則第2項の規定を同項第1項とし、新たに対象となる作業といたしまして、同項第2号に、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者、あるいは、その疑いがあるものに接して行う作業、または、これに準ずる作業であって規則で定めるものを加えるものでございます。

次に、附則第3項第2号において、前項第2号の作業に従事した1日当たりの作業手当の額を制限（新型コロナウイルス感染症の患者、または、その疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合に当たっては1,500円を支給する）と定めるものでございます。

3 ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年5月15日から適用するものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第11号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第15、議案第11号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第11号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議案第11号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行により、市の議会議員選挙においてビラを作成し、頒布することが可能となったことから、市長選挙と併せまして、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきまして、新旧対照表により御説明を申し上げます。

4ページをお開きください。

まず、第1条に公職選挙法第142条第1項第6号に規定されておりますビラの作成を定め、第2条の公費負担の範囲に、選挙運動用ビラを作成する費用を追加してございます。

次に、6ページをお開きください。

第6条の選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出につきましては、ビラの作成をなりわいとするものと有償契約を締結して委員会に届出することを定め、第7条の選挙運動用ビラの作成の公費の支払いについては、ビラ1枚当たりの作成単価を7.51円まで、また、請求は作成業者からと定めてございます。

7ページを御覧ください。

第10条、公費負担の限度額でありますが、1枚当たりの作成単価に公職選挙法で定める作成枚数を乗じた金額と定めてございます。

なお、作成枚数につきましては、市議会議員選挙は4,000枚以内、市長選挙が1万6,000

枚以内とし、2種類以内のビラとなっております。

3ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

**議案第12号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（石松俊雄君） 日程第16、議案第12号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第12号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市の産業活動の活性化及び雇用機会の創出のため、固定資産税の特別措置の適用期限を延長し、また、災害等の不可抗力により要件を満たすことができなくなった案件について救済措置を設けるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議案第12号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本案は、本市の産業活動の活性化及び雇用機会の創出のため、固定資産税の特別措置の適用期限を延長し、また、災害等の不可抗力により要件を満たすことができなくなった案件について救済措置を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして御説明を申し上げます。

3ページを御覧ください。

第2条第1項第1号は、特例法人の要件について従業者の数を10人以上増加させるものと規定してございますが、暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、世界的経済危機、または、パンデミックなどの災害等によりやむを得ないと市長が認めた場合はこの限りでない、を加えるものでございます。

4 ページを御覧ください。

同条第2項第1号は、特例資産のうち土地については、家屋の敷地である部分で、土地の取得の翌日から1年以内に家屋の建設の着手があったものと規定してございますが、災害等に起因して市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない、を加えるものでございます。

第6条第2項は、既に廃止された条例の引用について整理をするものでございます。

附則第2項は、この特別措置の適用期限を3年間延長するものでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 議案第13号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第17、議案第13号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第13号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市難病患者見舞金の対象疾病の拡大及び所得階層に応じた支給金額変更のため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第13号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、笠間市難病患者見舞金の対象疾病の拡大及び所得階層に応じた支給金額の変更のため、所要の改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

条例の題名ですが、笠間市難病患者等支援金支給条例に改めます。また、このことから条例全文にわたり、難病患者を難病患者等に、見舞金を支援金に改めます。

次に、第1条の目的につきましては、患者本人及び保護者の精神的負担の軽減に経済的負担の軽減を加えるように改正するものでございます。

第2条の定義につきましては、対象者の拡充と明確化の観点から、難病患者等とは、茨城県発行の指定難病特定医療費受給者証、一般特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病

医療受給者証、または、先天性血液凝固因子障害等、医療受給者証の交付を受けているものに改めるものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

第6条の支援金の額につきまして、所得階層区分に応じて支給金の額を決定するよう改正するものでございます。ただし、受給権者が18歳未満の者の支援金の額は、月額4,000円としております。

次に、9ページを御覧ください。

先ほど御説明いたしました支援金の額ですが、ページ中段の別表に掲げる受給者証の所得階層区分に応じ、それぞれ支給金額の欄に定める月額2,000円から4,000円までの額としております。

5ページにお戻りください。

附則といたしまして、この改正後の条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

〔「日程17と申し上げたか」と確認する声あり〕

○議長（石松俊雄君） はい。日程17と申し上げました。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

---

午前11時54分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し、会議を開きます。

---

#### 議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第18、議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、みなみ学園児童クラブの移転に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、みなみ学園児童クラブの移転に伴い、笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3 ページをお開き願います。

別表第1、みなみ学園児童クラブの項中、笠間市南吉原1188番地を笠間市下吉原27番地に改めるものでございます。

2 ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第15号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第19、議案第15号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第15号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部改正並びに第8期介護保険事業計画に基づき、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第15号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、健康保険法施行令等及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部改正並びに第8期介護保険事業計画に基づき、所要の改正をするものでございます。

主な改正点の内容につきまして、新旧対照表により御説明いたします。

4 ページをお開きください。

第4条、保険料率でございますが、第1項で、令和3年度から令和5年度までの保険料について規定しております。第1号から第10号までは、それぞれ介護保険料を算定する所得段階、第1段階から第10段階までに当たりまして、第5号に定める6万8,400円が第5

段階の基準額年額となります。

6 ページを御覧ください。

第2項、第3項、第4項で、それぞれ第1段階から第3段階までの低所得者に対する軽減措置後の保険料を規定しております。なお、国が算出し、基準とする合計所得金額が改正され、5ページの第7号から第9号のそれぞれアで額を改定しております。第7段階と第8段階を区別する額200万円を210万円に、第8段階と第9段階を区別する額300万円を320万円に改定するものでございます。

7 ページを御覧ください。

附則第2項は、税制改正により、介護保険料の水準等に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする措置として、合計所得金額に給与所得及び公的年金等に関わる所得が組み込まれている場合は、10万円を控除した額とするものでございます。

3 ページにお戻りください。

附則第1項で、この条例の施行期日は令和3年4月1日からとするものでございます。

第2項で、経過措置として、令和2年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものでございます。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

ここで昼食のため1時まで休憩を取りたいと思います。1時に再開しますので、よろしくお願いいたします。

午後零時01分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し、会議を開きます。

17番大貫千尋君が退席をしました。

---

議案第16号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第17号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第18号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第19号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程20、議案第16号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第19号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第16号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第19号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準等の一部改正に基づき、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第16号から議案第19号の条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に基づき、所要の改正をするものでございます。

事業に共通した同様の改正内容と個別の改正となります。

初めに、議案第16号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

主な改正点の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

24ページをお開きください。

指定地域密着型サービスの事業の一般原則として、人権擁護、虐待防止に関する情報を第3条に追加いたしました。第4条以降は各サービスに関わる規定となりますが、それぞれ、主に虐待防止、認知症介護に関わる基礎的な研修の受講、ハラスメント防止、非常時の業務継続計画の策定、非常災害対策、感染症対策、管理者の基準や従業員数、テレビ電話装置等を用いた会議を可能とするなどについて、省令の改正に準じ、条例で対応する条項を改正しております。

次に、76ページを御覧ください。

サービスの個別の改正といたしまして、指定地域密着型介護老人福祉施設については、第163条の2及び3において、運営に関する基準として、栄養管理、口腔衛生の管理を計

画的に行わなければならないことを追加いたしました。

80ページを御覧ください。

第180条で設備の基準として、ユニット型の施設の場合、1ユニットの入居定員に上限を設けております。

87ページを御覧ください。

このほか、第203条において電子的記録について規定し、書面で作成。交付等を行うものについて書面に代え、電子的記録、電子的方法によることができるものとしております。

20ページにお戻りください。

附則第1号で、施行期日は令和3年4月1日から施行するものでございます。

第2項から第10項は経過措置についての規定となりまして、第2項の虐待の防止、第3項の業務継続計画の策定等、第4項の指定定期巡回随時対応型訪問、介護、看護、事業所等における感染症の予防、びまん及び蔓延の防止のための措置、第5項の認知症に関わる基礎的な研修の受講、第6項の栄養管理、第7項の口腔衛生の管理、第8項指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練に関わる経過措置については、令和6年3月31日までとするものでございます。

第9項事故発生の防止及び発生の対応に係る経過措置は、施行日から起算して6月を経過する日までとするものでございます。

第10項ユニットの定員に関わる経過措置は、施行日から当分の間といたしますが、職員の配置基準及び配置実態を緩和するよう努めるものとするものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、地域密着型介護予防サービスに関わる改正となります。主な改正点につきましては、先ほど説明いたしました議案第16号と同様の内容の改正でございます。

12ページをお開きください。

新旧対照表により説明いたします。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則として、人権擁護、虐待防止に関わる条項を第3条に追加いたしました。それ以降、13ページの第5条から38ページの第87条までは、各サービスに関わる規定となりますが、それぞれ主なものといたしまして、虐待防止、認知症介護に関わる基礎的な研修の受講、ハラスメント防止、非常時の業務継続計画の策定、非常災害対策、感染症対策、従業員数などについて、省令の改正に準じ、条例で対応する条項を改正しております。また、第91条において電子的記録について規定しております。

10ページにお戻りください。

附則といたしまして、第1項で、施行期日は令和3年4月1日から施行するものでございます。第2項、第3項、第4項、第5項の経過措置につきましては、令和6年3月31日までとするものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

次に、議案第18号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本条例は、指定介護予防支援等の事業に関わる改正となります。主な改正点につきましては、議案第16号と同様の内容でございます。

7ページをお開きください。

新旧対照表により説明いたします。

指定介護予防支援等の事業の基本方針として、人権擁護、虐待防止に関わる条項を第4条に追加いたしました。このほか、虐待防止、ハラスメント防止、非常時の業務継続計画の策定、感染症対策サービス担当者会議にテレビ電話装置等を用いることを可能とすることについて、省令の改正に準じ、条例で対応する条項を改正しております。

12ページを御覧ください。

第36条に電子的記録等の規定を追加しております。

5ページにお戻りください。

附則といたしまして、第1項で、施行期日は令和3年4月1日から施行するものでございます。第2項、第3項、第4項の経過措置につきましては、令和6年3月31日までとするものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

次に、議案第19号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本条例は、指定居宅介護支援等に関わる改正となります。主な改正点につきましては、議案第16号と同様の内容と個別の改正事項がございます。

8ページをお開きください。

新旧対照表により御説明いたします。

指定居宅介護支援の事業の基本方針として、人権擁護、虐待防止に関わる条項を第3条に追加いたしました。

9ページを御覧ください。

第6条第2項になります。これまで管理者の経過措置として介護支援専門員を管理者とすることができるのと附則に規定しておりましたが、今回の省令改正で、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合には、介護支援専門員を管理者とすることができるのと本則に規定されました。

なお、16ページの附則には、管理者に関わる経過措置として、この規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は介護支援専門員を管理者にすることができるとしております。9ページにお戻りください。

次に、内容及び手続の説明及び同意ですが、第7条第2項に、ケアマネジメントの公正、中立性の確保を図る観点から、ケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与などの割合を利用者に説明し、理解を得るとすることを起点に追加いたしました。

10ページを御覧ください。

第16条第9号で、サービス担当者会議にテレビ電話装置等を用いることを可能とすること。また、11ページに、第21号で訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を点検、検証する仕組みを導入していくことを追加いたしました。このほか、虐待防止、ハラスメント防止、非常時の業務継続計画の策定、感染症対策などについて、省令の改正に準じ、条項を改正しております。電子的記録等の記録は、15ページの第34条に追加しております。

6ページにお戻りください。

附則といたしまして、第1項で、施行期日は令和3年4月1日から施行するものでございます。ただし、第16条第20号の次に第1号を加え、改正規定は令和3年10月1日から施行するものでございます。第2項、第3項、第4項の経過措置につきましては、令和6年3月31日までとするものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

## 議案第20号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第21、議案第20号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第20号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第20号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正

する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、令和3年1月1日施行の個人所得税課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に与える影響や不利益が生じないように、国民健康保険税の軽減に関わる所得基準の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

4 ページを御覧願います。

条例第19条の国民健康保険税の減額について、第1号から5ページの第3号までの7割、5割、2割軽減の所得基準について、33万円を43万円に改正するとともに、納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得等の数が2以上の場合にあっては43万円に、給与所得数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額に改めるものでございます。なお、附則第5号につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴う所要の改正でございます。

3 ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の笠間市国民健康保険税条例の規定は、令和3年1月1日から適用するとともに、この規定は令和3年度以降の年度分の国保税に適用し、令和2年度分までの国保税については、なお、従前の例によるものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第21号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第22、議案第21号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第21号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、みなみ学園義務教育学校の校舎統合に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、教育部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 教育部長小田野恭子君。

○教育部長（小田野恭子君） 議案第21号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、令和3年度からみなみ学園義務教育学校の校舎が南中校舎に一体化・統合され

ることに伴い、条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

3 ページをお開き願います。

別表第3中、笠間市立みなみ学園義務教育学校の位置について、笠間市南吉原1188番地を削除し、笠間市北吉原15番地と改めるものでございます。

2 ページにお戻りいただき、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

## 議案第22号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第23、議案第22号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第22号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（石松俊雄君） 消防長堂川直紀君。

○消防長（堂川直紀君） 議案第22号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、電気自動車ユーザーの走行距離の延伸ニーズに応じるため、当該自動車に登載される電池の大容量化に伴い、充電するための急速充電設備の普及が予想されることから、対象火器設備等の位置、構造及び管理、並びに対象火器器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことを受け、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大し、その全出力上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置構造及び管理に関する基準の細目を改正し、全出力50キロワットを超える急速充電設備について、届出を要することとしたものであります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

4 ページをお開き願います。

改正案第11条の2第1項中、変圧しての次に電気自動車等を加え、5行下、50キロワットを全出力200キロワットに改め、5ページをお開き願います。急速充電設備の委託距離が追加されました。

続きまして、第13号から、6ページ、第14号、第15号及び第16号ウ、エに、急速充電設備に異常が発生した場合の安全措置を追加したものであります。

次に、8ページをお開き願います。

第44条第1項第10号に急速充電設備の届出を加え、あわせまして、条文内の文言の整理を行うものでございます。

3ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行といたします。第2項としまして、この条例の施行の際、既に設置され、または、設置の工事がされている場合については、なお従前の例といたします。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 議案第23号 笠間市復興まちづくり基金条例を廃止する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第24、議案第23号 笠間市復興まちづくり基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第23号 笠間市復興まちづくり基金条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、所期の目的を達成したため廃止するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議案第23号 笠間市復興まちづくり基金条例を廃止する条例について御説明を申し上げます。

本条例は、東日本大震災に際し、国県等から交付された地域の元気臨時交付金、市町村復興まちづくり支援事業費交付金、茨城県市町村振興協会災害対策支援金などの交付金を原資としまして、復興に向けたまちづくりの推進に資するため制定をした条例でございます。

基金の運用につきまして、これまでに市内小中学校や友部公民館、市民体育館等の整備、また、消防車両の更新等に活用してまいりましたが、これら基金の原資をすべて活用いた

しましたので、基金を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第24号 笠間市庁舎建設基金条例を廃止する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第25、議案第24号 笠間市庁舎建設基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第24号 笠間市庁舎建設基金条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、所期の目的を達成したため廃止するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議案第24号 笠間市庁舎建設基金条例を廃止する条例について御説明を申し上げます。

本条例は、庁舎の建設事業に要する資金に充てるため設置された基金条例でございます。基金の運用につきまして、令和元年10月から実施をしてございます本庁舎の大規模改修事業に基金の原資をすべて活用いたしましたので、当該基金を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第25号 笠間市文化財保護基金条例を廃止する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第26、議案第25号 笠間市文化財保護基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第25号 笠間市文化財保護基金条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、所期の目的を達成したため廃止するものであります。

内容につきましては、教育部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 教育部長小田野恭子君。

○教育部長（小田野恭子君） 議案第25号 笠間市文化財保護基金条例を廃止する条例について御説明いたします。

2ページをお開きください。

笠間市文化財保護基金条例を廃止するもので、この条例は、平成10年、合併前の旧笠間市において、笠間市文化財愛護協会会長をされておりました故長谷川保氏の篤志寄附金300万円を原資とし、文化財の保護目的に設立され、新市に引き継いだものでございます。利子を含めた301万7,964円を新市に引き継ぎ、これまで指定文化財の修理や保守点検などの管理、天然記念物の樹木剪定などの補助に充当し、文化財の保護・保存を行ってまいりましたが、今年度、原資がなくなるため、基金条例を廃止するものでございます。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

## 議案第26号 笠間市景観条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第27、議案第26号 笠間市景観条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第26号 笠間市景観条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、景観法の施行に関し、必要な事項を定めることにより、本市の地域特性を生かした良好な景観の形成を図るため、制定するものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 議案第26号 笠間市景観条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、笠間市景観計画の策定に併せ、景観法の施行に関し必要な事項を定めることにより、本市の地域特性を生かした良好な景観の形成を図り、地域の魅力向上とまちづくりの推進に供することを目的として制定するものでございます。

2ページを御覧ください。

条例の構成でございますが、第1条から3ページの第4条までは、条例の目的や用語の

定義、市や市民、事業者、それぞれの役割に応じた責務について定めております。第5条と第6条は、景観計画に関する手続や景観計画への適合について、第7条から4ページの第14条までは、行為の届けに関する手続や適用除外となる行為、届出に係る助言、指導、勧告及び命令、公表等の手続について定めております。

第15条では、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に関する手続について定めております。次の第16条では、景観審議会の設置及び組織等に関する事項について、第17条では、規則への委任について定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例の施行期日を令和3年7月1日からとしております。

また、第2項では行為の届出等に関する必要な手続についての経過措置を、第3項では景観審議会委員の報酬額等を定めるものでございます。

最後に、別表において届出の対象行為及び規模を定めております。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

## 議案第27号 笠間市いじめ防止対策推進条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第28、議案第27号 笠間市いじめ防止対策推進条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第27号 笠間市いじめ防止対策推進条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、制定するものであります。

内容につきましては、教育部長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 教育部長小田野恭子君。

○教育部長（小田野恭子君） 議案第27号 笠間市いじめ防止対策推進条例について御説明を申し上げます。

2ページをお開き願います。

本案は、いじめ防止対策推進法及び茨城県いじめの根絶を目指す条例の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため制定するもので、目的から委任まで、本則26条及び附則をもって構成されております。

第1条の目的では、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市や教育委

員会、学校、児童と保護者市民等の責務や役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定め、総合的かつ効果的に推進することにより、本市の児童生徒が安心して生活し、健やかに成長できる環境を実現することとしております。

第2条の定義では、用語の意義を定め、第1号で、いじめは、児童生徒等に対して一定の人的関係のあるものが心理的または物理的な影響を与える行為で、いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義しております。

3ページに移っていただきまして、第3条では、いじめ防止等対策における四つの基本理念を定め、第4条では、いじめの禁止について定めております。第5条から5ページの第9条までは、市及び教育委員会、学校、保護者、児童や市民等がいじめの防止や解決に向けて対策に取り組む責務や役割について定めております。第10条及び第11条では、市や学校においていじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、それぞれいじめ防止基本方針を定めております。

続いて、6ページをお開き願います。

第12条から8ページの第17条までは、いじめの未然防止、早期発見及び対処のための施策、教職員の資質向上、情報提供と啓発、インターネットを通じて行われるいじめの防止等についてを、市や学校がそれぞれ取るべき基本的な事項について定めております。

第18条から10ページの第23条までは、いじめ防止等のための組織体制や重大事態への対応、再発防止のための措置について定めており、組織体制については、第18条で笠間市いじめ問題対策連絡協議会を教育委員会に設置し、関係機関等との連携強化を図ることを定め、第19条では、笠間市いじめ調査委員会を教育委員会の附属機関として設置し、いじめ事案に対しての調査や重大事態が発生した場合など、必要に応じて専門的な見地から調査等を行うこととしております。

9ページに移っていただきまして、第20条では、笠間市いじめ再調査委員会を市長の附属機関として設置し、重大事態への再調査を行う場合について定めております。

10ページをお開き願います。

第24条から第26条までは、個人情報取り扱い、市長及び教育委員会の連携、委任を定めております。

次に、附則でございますが、第1項で施行期日を令和3年4月1日とし、第2項では、施行期日と併せて本条例で設置する委員の報酬、費用弁償に関する規定について定めているものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第28号 動産購入契約の締結について（新型コロナウイルス感染症対策高規格救急自動車購入）

○議長（石松俊雄君） 日程第29、議案第28号 動産購入契約の締結について（新型コロナウイルス感染症対策高規格救急自動車購入）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第28号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会に議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 消防長堂川直紀君。

○消防長（堂川直紀君） 議案第28号 動産購入契約の締結について（新型コロナウイルス感染症対策高規格救急自動車購入）について御説明申し上げます。

契約の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症対策車両として、友部消防署配備の高規格救急自動車を更新する動産購入契約でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札で契約金額4,829万円、うち消費税439万円あります。

契約の相手でございますが、水戸市加倉井町858番地、ハウケンネットワーク株式会社、代表取締役金沢 泉で、2月9日に仮契約を締結したところであります。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第29号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第12号）

議案第30号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第31号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 令和2年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第33号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

議案第34号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第35号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）

議案第36号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）

議案第37号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（石松俊雄君） 日程第30、議案第29号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第

12号) から議案第37号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算(第4号)までの9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

○市長(山口伸樹君) 議案第29号 令和2年度笠間市一般会計補正予算(第12号)から議案第37号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算(第4号)の提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか特別会計5会計、企業会計3会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長(石松俊雄君) 総務部長石井克佳君。

○総務部長(石井克佳君) 議案第29号 令和2年度笠間市一般会計補正予算(第12号)について御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和2年度笠間市一般会計補正予算(第12号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億4,225万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ457億9,654万3,000円とするものでございます。

7 ページを御覧ください。第2表、継続費補正でございます。

南友部平町線整備事業(橋梁上部工事)は、事業費の変更等により総額及び年割額を変更するものでございます。

8 ページを御覧ください。第3表、繰越明許費でございます。

1、追加は、PR動画作成事業(新型コロナ創生交付金)をはじめ、12ページにかけまして59事業で年度内でのシステムが完了しない見込みであることから、次年度へ繰越しの措置をするものでございます。

13ページを御覧ください。

2、変更は、小学校及び中学校の校舎エアコン設置事業につきまして、国庫補助金の内示等により、繰越しの額を変更するものでございます。

14ページを御覧ください。第4表、地方債補正でございます。

1、追加は、道の駅整備事業債(国補正)外5件につきまして、国の補正予算に伴う翌年度予定事業の前倒し等により、新たに起債をするものでございます。

15ページを御覧ください。

2、変更は、道の駅整備事業債の外6件につきまして、事業費の補正などに伴い、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

19ページを御覧ください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金4,717万5,000円の減は、母子福祉費における扶助費の本年度支給見込額の減に伴う児童扶養手当負担金3,588万円の減、児童手当負担金2,835万1,000円の減などによるものでございます。

20ページを御覧ください。

第2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金2億2,487万6,000円の増は、国の補正予算に伴う幹線道路整備に対する社会資本整備総合交付金（強靱化ネットワーク整備）1億4,740万円の増や防災安全交付金（強靱化道路整備）4,290万円の増が主なものでございます。

22ページを御覧ください。

第16款県支出金、第2項県補助金、4目農林水産業費県補助金10億6,004万6,000円の増は、みずほ・東大産競争協議会へ、畜産競争力強化整備事業補助金10億5,869万7,000円が主なものでございます。

24ページを御覧ください。

第17款財産収入、第2項財産売払収入、1目不動産売払収入8,115万3,000円の減は、市有財産の売却収入の確定に伴うものでございます。第18款寄附金、第1項寄附金、2目総務費寄附金1億125万円の増は、個人の方から寄せられました1億円を含みます寄附金の計上が主なものでございます。

26ページを御覧ください。

第21款諸収入、第4項雑入、5目雑入3,803万6,000円の減は、次の27ページになりますが、パスポート申請の減少等による収入印紙売捌代1,500万円の減、消防団員退職報償金受入金1,070万2,000円の減が主なものでございます。

続きまして、歳出でございます。

30ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、2目文書広報費2,599万3,000円の増は、第12節委託料で、庁内文書を電子データで保存するための文書電子化業務委託料2,500万円が主なものでございます。

31ページを御覧ください。

6目企画費3億366万7,000円の増でございますが、33ページを御覧いただきたいと思っております。第24節積立金におきまして、ふるさと創生基金積立金1億3万9,000円、企業立地促進基金積立金2億15万3,000円が主なものでございます。10目電算管理費2,156万3,000円の増は、第17節備品購入費で、テレワーク環境整備推進のため、パソコン等の購入費2,269万8,000円が主なものでございます。

39ページを御覧ください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1,868万3,000円の増は、次の40ページでございます。第18節負担金補助及び交付金で、施設型給付費の実績見込みによる民間認定こども園入園負担金3,150万円の増などによるものでございます。

41ページを御覧ください。

2目母子福祉費1億1,314万円の減は、第19節扶助費におきまして、児童扶養手当1億764万円の減が主なものでございます。

43ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費4,132万4,000円の減は、第12節委託料で予防接種委託料1,112万7,000円の減、がん検診等委託料2,701万8,000円の減が主なものでございます。

47ページを御覧ください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、5目畜産業費10億5,901万7,000円の増は、第18節負担金補助及び交付金で、畜産・酪農の強化を目的としたみずほ・東大産学競争協議会への畜産競争力強化整備事業補助金10億5,869万7,000円が主なものでございます。

49ページを御覧ください。

7目道の駅整備事業費2,926万3,000円の増は、本年9月の開業予定に向け整備をしてございます道の駅につきまして、国の補正予算に伴う14節工事請負費の3,000万円の増が主なものでございます。

52ページを御覧ください。

第7款土木費、第2項道路橋梁費、4目幹線道路整備費3億2,989万円の増は、第14節工事請負費で国の補正予算に伴い、市内各幹線道路の新設改良工事費3億2,966万円の増が主なものでございます。

53ページを御覧ください。

第4項都市計画費、1目都市計画総務費3,242万9,000円の増は、第12節委託料で国の補正予算に伴い、安居工業地域の整備に係る測量設計等委託料3,914万円の増が主なものでございます。

56ページを御覧ください。

第9款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費3,739万9,000円の増は、第14節工事請負費で各小学校のトイレ手洗いを自動水洗化するための施設整備工事費3,349万5,000円が主なものでございます。

第3項中学校費、1目学校管理費におきまして、57ページになりますが、第14節工事請負費で、小学校と同様に中学校分として3,327万2,000円を計上してございます。2目教育振興費2,293万9,000円の増は、GIGAスクール構想の導入に伴い、第13節使用料及び賃借料にパソコン教室における端末等借上料の一括精算に係るパソコンリース料4,800万4,000円を計上するほか、第17節備品購入費でタブレット購入の確定による2,286万6,000

円の減などを計上してございます。

60ページを御覧ください。

第6項保健体育費、2目体育施設費8,472万2,000円の増は、第14節工事請負費において、笠間市民体育館をはじめ、屋内体育施設への空調設備設置に係る体育施設整備工事費でございませう。3目給食センター費6,905万3,000円の増は、61ページになりますが、第14節工事請負費で、岩間学校給食センターへ空調設備を設置するための大規模改修工事費6,395万4,000円が主なものでございませう。

以上で、令和2年度笠間市一般会計補正予算（第12号）の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第30号から議案第33号まで、保健福祉部所管の補正予算について説明をさせていただきます。

初めに、議案第30号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,891万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を77億6,655万7,000円とするものでございませう。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

6ページを御覧ください。

初めに、歳入につきましては、3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目国民健康保険税減免補助金3,343万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対応分の国保税減免額10分の6相当分の国庫補助金の減額でございませう。

4款県支出金、1項県負担金補助金、1目保険給付費等交付金3,378万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対応分の国保税減免額10分の4相当分の特別調整交付金及び新型コロナウイルス感染症傷病手当金の減額が主なものとなっております。

7ページを御覧願います。

8款諸収入、3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金1,200万円の増額は交通事故等の損害賠償金など、求償見込み額の増額でございませう。

8ページを御覧願います。

歳出でございませう。2款保険給付費、4項出産育児費諸費、1目出産育児一時金756万円の減額は、国保被保険者の出産時に支給される出産・育児一時金の減額でございませう。

9ページを御覧願います。

2款保険給付費、6項1目傷病手当金800万円の減額は、国保被保険者のうち、被用者が、新型コロナウイルス感染症の影響により労務に副せることができなかつた期間に対して支給される傷病手当金の減額でございませう。

10ページを御覧願います。

5 款 2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費456万5,000円の減額は、人間ドック及び脳ドックの検診費補助金の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響によるものでございます。6 款 1 項基金積立金、1 目準備金積立金4,193万4,000円の減額は、歳入歳出調整に伴い国保財政調整基金を減額するものでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

続きまして、議案第31号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,914万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億4,133万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書より御説明いたします。

6 ページを御覧願います。

初めに、歳入につきましては、1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料774万4,000円の増額は、被保険者数の増加に伴う後期高齢者保険料の増額で、特別徴収と普通徴収の増減は調定額の組替えによるものでございます。4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金2,015万4,000円の増額は、繰出基準に基づく一般会計繰入金の増額で、保険基盤安定繰入金の増額が主なものでございます。6 款諸収入、4 項雑入、4 目後期高齢者健診委託金876万4,000円の減額は、検診受診者の減少に伴う後期高齢者健診の委託の減額でございます。

7 ページを御覧願います。

次に、歳出につきましては、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金2,744万9,000円の増額は、後期高齢者保険料及び保険基盤安定繰入金の増額に伴う後期連合納付金の増額でございます。4 款 1 項保健事業費、1 目後期高齢者健診検診費830万3,000円の減額は、検診受診者の減少に伴う高齢者健診費の減額で、高齢者健康診査委託料の減額が主なものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

次に、議案第32号 令和2年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,285万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,771万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の予算の内容につきましては、事項別明細書より御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

7 ページをお開き願います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、1 節現年度分特別徴収保険料105万8,000円の減額及び現年度分普通徴収保険料4万7,000円の増額は、新型コロナウ

ウイルス感染症保険料減免制度利用による保険料見込み額の補正でございます。

次に、8ページをお開き願います。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、7目介護保険災害等臨時特別補助金71万円の増額は、新型コロナウイルス感染症に関わる第1号保険料減免措置による減免申請者見込数より、補助金の増額をするものでございます。

次に、歳出でございます。

12ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費1,300万円の増額は、年度末までの給付見込みから不足する金額を増額補正するものでございます。

次に、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費3,089万円の減額は、介護予防サービスの利用者の減、3目地域密着型介護予防サービス給付金841万2,000円の減額は、グループホーム、小規模多機能居宅介護の要支援者が当初の見込みより下回ったことにより減額するものでございます。4項高額介護サービス等費、1目高額サービス費800万円の増額は、年度末までの給付見込みから不足する金額を増額補正するものでございます。

次に、13ページをお開きください。

2款保険給付費、6項特定入所者介護サービス等諸費、1目特定入所者介護サービス費900万円の増額は、特別養護老人ホーム、老人保健施設者の増加に伴う給付費の増加によるものでございます。

次に、4款地域支援事業、1項1目介護予防生活支援サービス事業1,295万9,000円は、緊急事態宣言の発令に伴い各事業一定期間休止したことにより、利用者数が当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に、14ページをお開きください。

4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業、4目任意事業費、12節委託料113万円は、認知症高齢者見守り事業の新規加入者確定により減額するものでございます。

15ページに移りまして、19節扶助費150万円の減額は、家庭介護用品支給で給付対象者確定による減額でございます。5款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金633万6,000円の増額は、歳入歳出額を調整した額を行ったものでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

次に、議案第33号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ129万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,350万円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

6 ページをお開き願います。

1 款サービス収入、1 項介護予防サービス費収入、1 目介護予防サービス計画費収入 265万9,000円の減額は、サービス計画件数が当初見込みより少なくなるため減額するものでございます。2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金136万9,000円の増額は、歳入歳出減額に伴う調整によるものでございます。

次に、歳出でございます。

7 ページをお開き願います。

2 款サービス事業費、1 項介護予防サービス事業費、1 目介護予防サービス計画事業費 132万円の減額は、ケアプラン作成委託件数の減によるものでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 日程30の途中ではございますが、ここで2時15分まで休憩を取ります。

午後2時08分休憩

---

午後2時15分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し、会議を開きます。

次に、上下水道部長横手 誠君。

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第34号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ885万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,624万6,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の設定でございます。

第3条は、地方債の補正でございます。

2 ページを御覧ください。

主な内容につきまして、第1表、歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

初めに、歳入になります。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金180万円の減額、第5款繰入金、第1項一般会計繰入金723万5,000円の減額、第8款市債、第1項市債1,730万円の増額につきましては、対象となる事業費の確定によるものでございます。

3 ページを御覧ください。

歳出になります。第1款農業集落排水事業費、第2項農業集落排水施設建設費885万6,000円の増額は、委託料及び工事請負費の確定によるものでございます。

4 ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費でございます。

第1款農業集落排水事業費、第2項農業集落排水施設建設費1億2,921万9,000円は、年度内に完了後の見込めない工事を翌年度へ繰り越しするものでございます。

5ページを御覧ください。

第3表、地方債補正につきましては、限度額を1億2,740万円に補正するものでございます。

以上で、議案第34号についての説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 市立病院事務局長後藤弘樹君。

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 議案第33号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

失礼しました。議案第35号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

1ページを御覧願います。

第2条、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。収入の第1款病院事業収益の総額から34万4,000円を減額し、総額を8億9,365万4,000円とし、支出の第1款病院事業費用の総額に427万4,000円を追加し、9億7,281万6,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。収入の第1款資本的収入に613万7,000円を追加し、総額を2,200万3,000円とし、支出の第1款資本的支出に613万7,000円を追加し、総額を3,267万2,000円とするものでございます。

2ページを御覧ください。

第4条、債務負担行為は、筑波大学と進めております地域医療研修推進事業につきまして、令和3年度から3年間の債務負担行為を設定するものです。

第5条は、議会の議決を経なければ流用できない経費、第6条は、他会計からの補助金の補正でございます。

収入、支出の主なものにつきまして補正予算に関する明細書にて御説明いたします。

12ページを御覧願います。

まず、収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございます。

第1款病院事業収益、第1項医業収益、1目入院収益850万円の増は、診療報酬の改定や施設基準の届け出の追加により、1人当たりの入院収益が増えたことから増収となるものです。

2目外来収益3,000万円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外来患者数が減少していることからの減収となっております。

3目その他医業収益性1,703万6,000円の増は、インフルエンザワクチン予防接種の件数増などによる公衆衛生活動収益の増や、休日夜間診療の収益減に伴う負担金の増などから

補正をするもので、それぞれ実績見込みによるものでございます。

第2項医業外収益、2目他会計補助金301万円の増は、次の13ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源といたしました一般会計からの感染症防護具購入事業補助金310万円が主なものでございます。

6目国県補助金111万円の増でございますが、オンライン資格確認導入補助金は、補助率の変更により追加補正をするものでございます。

新型コロナ感染拡大防止等支援事業補助金は、支出科目の変更に伴い、収益的収入から資本的収入に組替えを行うものでございます。

診療検査医療機関体制確保応援協力金100万円は、茨城県より診療検査医療機関の指定を受けたことにより、交付をされるものでございます。

14ページを御覧ください。

支出でございます。第1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費99万円の増は、新型コロナウイルス感染症による、感染症防疫等作業に従事する職員に対し支給する特殊勤務手当につきまして、国に準じて追加するものでございます。

2目材料費310万円の増でございますが、収入で申し上げました臨時交付金を活用し、マスクやガウン、手袋などの診療材料を購入するものでございます。

3目経費272万5,000円の増は、13節委託料、新型コロナウイルス感染症PCR検査業務委託300万円の増が主なものでございます。

16ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入、第1項出資金、1目出資金102万7,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源といたしました一般会計からの出資金で、医療機器、機械備品の購入費に充てるものです。

なお、機械備品購入でございますが、地方創生臨時交付金は、他の補助金の対象となる場合には補助金を優先して充当することとなっており、機械備品が国庫補助金の対象となったことから、組替えをするものでございます。

2項補助金、1目国県補助金511万円の増でございますが、新型コロナ感染拡大防止等事業補助金、帰国者・接触者外来棟設備事業時補助金とともに、1目の一般会計出資金と収益的収入の新型コロナ感染拡大防止支援事業補助金から組替えを行うものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目資産購入費613万7,000円の増でございますが、医療機器購入費337万5,000円、こちらは新型コロナウイルス検査機器等を購入するものでございます。機械備品購入費276万2,000円でございますが、新たに訪問診療用車両を購入すること、また、収益的支出からの組替えをするものでございます。これら資本的支出につきましては、全額国庫補助金等が財源となつてござ

います。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長横手 誠君。

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第36号及び議案第37号について御説明申し上げます。

初めに、議案第36号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第2条は、収益的支出の予定額の補正でございます。第1款水道事業費用、第1項営業費用を148万9,000円増額し、水道事業費用計を16億5,750万8,000円に補正するものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億1,995万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,678万8,000円、過年度分損益勘定留保資金4億9,316万8,000円で補填するものとするに改め、補正するものでございます。

内容につきまして、初めに、収入から。

第1款資本的収入、第3項他会計負担金を134万2,000円減額し、資本的収入計を9,296万円にするものでございます。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費を2,154万2,000円減額し、資本的支出計を6億1,291万6,000円とするものでございます。

2 ページを御覧ください。

第4条、他会計からの補助金は、一般会計から受ける消火栓設置に要する負担金を補正するものでございます。

続きまして、今回の補正の内容につきまして、明細書により御説明申し上げます。

5 ページを御覧ください。

収益的支出でございます。第1款水道事業費用の増額は、第1項営業費用、2目配水及び給水費148万5,000円の減で、水道情報管理システム保守点検料等の減額及び7目資産減耗費297万4,000円の増額で、固定資産除却費でございます。

次に、6 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入の減は、第3項他会計負担金、1目一般会計負担金134万2,000円の減額でございます。

支出の第1款資本的支出の減額の主なものは、第1項建設改良費、2目施設改良費984万2,000円で、請負先によるものでございます。3目資産購入費1,170万円の減額は、入札差金及び発注数量の減少に伴うものでございます。

以上で、議案第36号についての説明を終わります。

続きまして、議案第37号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第4号）に

ついて御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、主要な建設改良事業における処理場建設事業を1億448万2,000円増額し、10億7,192万1,000円にするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。収入の第1款下水道事業収益、第2項営業外収益を2,513万8,000円減額し、下水道事業収益計を17億813万2,000円にするものでございます。

支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用を1,491万6,000円減額、第2項営業外費用を1,022万2,000円減額し、水道事業費用経費を17億813万2,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の補正でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億3,718万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,298万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億1,420万3,000円で補填するものとするに改め、補正するものでございます。

内容につきましては、2 ページを御覧ください。

初めに、収入の第1款資本的収入、第1項企業債2,650万円を増額、第2項一般会計出資金64万9,000円を減額、第6項工事負担金233万3,000円を増額、第7項国庫補助金5,755万円を増額、第8項県補助金300万円を増額し、資本的収入計を20億2,359万9,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費1億448万2,000円増額、第3項企業債償還金1,891万3,000円減額し、資本的支出計を25億6,078万3,000円とするものでございます。

第5条は、継続費について改めるもので、浄化センター友部水処理施設増設事業の進捗により、総額を12億3,603万円に、令和3年度の年割額を記載のとおり改めるもの、また、下水道ストックマネジメント計画推進事業、処理場施設更新工事の実施計画により、総額を12億6,894万6,000円に、令和2年度と令和3年度の2か年の年割額を記載のとおり改めるものでございます。

第6条は、企業債の限度額を補正するもので、内容につきましては、3 ページを御覧ください。公共下水道事業債を4,410万円増額し7億3,320万円に、資本費平準化債を1,760万円減額し3億3,940万円に、それぞれ補正するものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものでございます。

第8条は、他会計からの補助金を記載のとおり補正するものでございます。

それでは、主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、4目一般会計補助金2,513万8,000円の減額は、分流式下水道等補助金や維持管理費等補助金などの変更でございます。

13ページを御覧ください。

支出の第1款下水道事業費用の減の主なものといたしましては、第1項営業費用、3目処理場費906万円の減額で、汚泥処理委託料及び動力費の減額。

14ページを御覧ください。

第2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税900万円の減額で、額の確定によるものでございます。

15ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款下水道事業資本的収入、第1項企業債、1目公共下水道事業債4,410万円の増額は、処理場建設等の借入額確定によるものでございます。

第2項1目一般会計出資金64万9,000円の減額は、支出予算の実績見込みに合わせ、繰出基準を算出した結果による書式の変更等でございます。

第6項工事負担金233万3,000円の増は、2目区域外流入分担金の増額によるものでございます。

第7項1目国庫補助金5,755万円の増額、第8項1目県補助金300万円の増額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

16ページを御覧ください。

支出の第1款下水道事業資本的支出、第1項建設改良費、3目処理場建設費1億448万2,000円の増は、ストックマネジメント計画に基づき実施いたします処理場施設更新工事委託料の総額が主なものでございます。

第3項1目企業債償還金1,891万3,000円の減額は、処理場建設等の事業費の確定が主なものでございます。

以上で、議案第37号についての説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

次に、質疑に入りますが、この議案に対する質疑は通告なしで行いますので、複数の質疑をされる場合は1件ごとに質疑を終わらせてから、次の質疑に入るようにしてください。それでは、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第29号から議案第37号までの9件につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託をいたします。

- 
- 議案第38号 令和3年度笠間市一般会計予算  
議案第39号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計予算  
議案第40号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第41号 令和3年度笠間市介護保険特別会計予算  
議案第42号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計予算  
議案第43号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算  
議案第44号 令和3年度笠間市立病院事業会計予算  
議案第45号 令和3年度笠間市水道事業会計予算  
議案第46号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計予算  
議案第47号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計予算

○議長（石松俊雄君） 日程第31、議案第38号 令和3年度笠間市一般会計予算から議案第47号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計予算の10件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第38号 令和3年度笠間市一般会計予算から議案第47号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか特別会計5会計、企業会計4会計について令和3年度の当初予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議案第38号 令和3年度笠間市一般会計予算について御説明を申し上げます。

一般会計予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ324億5,000万円と定めるものでございます。

第2条は、継続費、第3条は、債務負担行為、第4条は、地方債について、地方自治法の規定により定めるものでございます。

第5条は、一時借入金の借入れの最高額を8億円と定めるものでございます。

第6条は、歳出予算の流用についての規定でございます。

9ページを御覧ください。第2表、継続費でございます。

本年度は第4款衛生費、第2項清掃費、一般廃棄物の最終処分場建設事業について、総額を16億6,727万5,000円とし、令和3年度から令和4年度の2か年度の継続事業として設

定をするものでございます。

10ページを御覧ください。第3表、債務負担行為でございます。

市のホームページシステム使用料外4件につきまして、令和3年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

11ページを御覧ください。第4表、地方債でございます。

本庁舎大規模改修事業債から、次の12ページになりますが、臨時財政対策債まで16件につきまして、それぞれ起債限度額を定めるものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

14ページを御覧ください。

1、総括の歳入でございます。

第1款市税は、新型コロナウイルス感染症及び税制改正などの影響によりまして、前年度と比べ2億1,365万2,000円減の92億5,826万5,000円。

第10款地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による市税減収分を補填する国からの特別交付金などを見込みまして、前年度と比べ1億910万円増の1億6,900万円としてございます。

第11款地方交付税は、合併算定外の特例期間が終了するものの、国の地方財政計画における交付総額の増を見込むほか、社会保障関連経費や公債費の増などを踏まえまして、前年度と比べ1億円増の60億円としてございます。

第15款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する負担金及び補助金の計上、障害者自立支援給付費や生活保護費に対する負担金の増などにより、前年度と比べまして1億3,832万8,000円増の47億4,832万6,000円としてございます。

第16款県支出金は、最終処分場建設事業の財源である廃棄物処理施設整備交付金の計上や障害者自立支援給付費に対する負担金の増などによりまして、前年度と比べ2億623万円増の26億2万2,000円としてございます。

15ページを御覧ください。

第19款繰入金は、主なものとしたしまして、道の駅整備事業に充てるため、地方創生拠点整備基金から2億2,682万2,000円を繰り入れるほか、地域交流センター運営事業などに充てるため、まちづくり振興基金から2億6,725万1,000円の繰入れを予定してございます。また、本年度の財源調整といたしまして、財政調整基金からは4億4,000万円を繰り入れ、繰入金全体では3億1,394万7,000円増の16億4,147万2,000円としております。

第22款市債では、最終処分場整備事業債や道の駅整備事業債などが増加する一方で、みなみ学園義務教育学校整備事業債の皆減などによりまして、市債全体で4億7,918万1,000円減の38億5,481万9,000円としてございます。

続きまして、歳出でございます。

62ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費、第18節負担金補助及び交付金でございますが、下段に茨城中央工業団地へ工場建設予定の企業に対する企業立地促進事業補助金5億円を計上してございます。

飛びまして、89ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、第19節扶助費に、中段にございます障害者自立支援給付費20億5,000万円を計上しまして、また、103ページでございますが、第3項生活保護費、2目扶助費、第19節扶助費では、生活保護費13億6,652万5,000円を計上するなど、社会保障関連経費が引き続き増となっております。

続きまして、107ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費、第12節委託料に新型コロナウイルスワクチン接種の実施に伴う経費といたしまして、看護師など、ワクチン接種の従事者等に係る人材派遣委託料1,896万8,000円、その次の予防接種委託料4億3,422万4,000円のうち、新型コロナウイルスワクチン接種分といたしまして2億8,994万5,000円を、また、予約相談及び受付業務に係る委託料4,500万円などをそれぞれ計上してございます。

115ページを御覧ください。

第2項清掃費、2目塵芥処理費、第12節委託料、上段に、一般廃棄物の最終処分場諏訪クリーンパークの第2期の建設に伴う監理業務委託料1,948万1,000円を計上し、次の116ページになります。第14節工事請負費には施設整備工事費2億9,129万6,000円を計上してございます。

125ページを御覧ください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、第18節負担金補助及び交付金に栗の作付面積拡大を支援する栗生産規模拡大支援事業補助金640万円、機械や資材等の購入を支援する栗栽培機材等導入補助金600万円などを計上してございます。

130ページを御覧ください。

7目道の駅整備事業費でございます。本年9月の開業予定に向けまして、第14節工事請負費に道の駅整備事業費12億4,640万円を計上するほか、第17節備品購入費に5,801万4,000円など、合わせまして13億3,869万3,000円を計上しております。

138ページを御覧ください。

第6款商工費、第2項観光費、3目観光施設費、第12節委託料に愛宕山周辺の整備を進めるため、下段にございます公園利活用調査業務委託料800万円を計上してございます。

144ページを御覧ください。144ページ最上段でございます。

第7款土木費、第2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、第12節委託料に仮称笠間パーキングエリアスマートインターチェンジの新規事業化に向けた調査費用を含む測量設計等委託料7,474万5,000円のほか、第14節工事請負費に市内各地区の道路新設改良に伴う工事費9,600万円などを計上してございます。

149ページを御覧ください。

第4項都市計画費、3目公園費、第14節工事請負費に畜産試験場跡地に隣接いたします多目的広場等工事費1億2,672万円を計上しております。

157ページを御覧ください。

第8款消防費、第1項消防費、3目消防施設費、第12節委託料に、老朽化しました岩間消防署の建て替えに向けまして地盤調査委託料400万円、計画設計業務委託料3,000万円を計上してございます。

167ページを御覧ください。

第9款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費、下段にございます第13節使用料及び新賃借料に、GIGAスクール整備事業導入に伴う学習系システム賃借料2,721万7,000円、大型掲示装置賃借料1,013万6,000円を計上しております。

同様に、172ページの上段になりますが、第3項中学校費、2目教育振興費、第13節使用料及び賃借料に、中学校分といたしまして学習系システム賃借料1,417万4,000円、大型掲示装置賃借料466万4,000円を計上してございます。

183ページを御覧ください。183ページ下段でございます。

第5項社会教育費、7目文化財保護費、第18節負担金補助及び交付金に、かさましこ日本遺産活性化協議会への負担金1,935万円などを計上してございます。

以上で、令和3年度笠間市一般会計予算の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第39号から議案第42号まで、保健福祉部所管の予算の説明をさせていただきます。

初めに、議案第39号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

1ページを御覧願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,000万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の最高額を3億円と定めるものです。

第3条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書より御説明を申し上げます。

6ページを御覧願います。

初めに歳入ですが、1款国民健康保険税14億8,157万円は一般被保険者等の保険税で、前年度比較1億3,786万1,000円の減額は、被保険者数の減少によるものでございます。

4款県支出金53億2,231万2,000円は保険給付費等交付金で、前年度比較7,691万円の減額は、療養給付費等の普通交付金の減額によるものでございます。

6款繰入金6億1,605万5,000円は繰出し基準に基づく一般会計からの繰入金で、前年度

比較1,458万7,000円の減額は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等の減額によるものでございます。

次に、歳出ですが、7ページを御覧願います。

2款保険給付費52億2,918万円は一般被保険者等の療養給付費で、前年度比較4,287万4,000円の減額は、被保険者数の減少によるものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金18億2,533万8,000円は茨城県へ支出する国保事業納付金で、前年度比較1億4,824万2,000円の減額は、被保険者数の減少及び令和元年度決算余剰金の参入によるものでございます。

5款保健事業費1億143万4,000円は特定健診等事業費及び人間ドック等の検診費補助で、前年度比較1,165万4,000円の減額は、被保険者数の減少によるものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

続きまして、議案第40号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページを御覧願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,700万円とするものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

5ページを御覧願います。

初めに歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料7億5,316万7,000円は特別徴収及び普通徴収の保険料で、前年度比較3,759万1,000円の増額は、被保険者の増加によるものでございます。

4款繰入金2億334万8,000円は繰出基準に基づく一般会計からの繰入金で、前年度比較2,069万1,000円の増額は、保険基盤安定繰入金等の増額によるものでございます。

次に、歳出ですが、6ページを御覧願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金9億4,994万1,000円は、茨城県後期高齢者医療広域連合へ支出する納付金で、前年度比較5,804万円の増額は、被保険者数の増加によるものでございます。

4款保健事業費2,891万1,000円は後期高齢者の健診委託料で、前年度比較1,214万2,000円の増額も検診受診者見込み数の増加によるものでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

次に、議案第41号 令和3年度笠間市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,100万円と定めるものでございます。

第2条は、債務を負担する行為の事項、期間、限度額を定めております。

第3条では、一時借入金の最高額を2億円と定めております。

第4条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

事項別明細書につきまして御説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入でございますが、1款保険料16億923万1,000円については、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。前年度比較1億9,199万5,000円の増額は、施設介護サービス等の利用者の増加が主なものでございます。

3款国庫支出金16億5,881万6,000円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する国の負担金及び補助金でございます。

4款支払基金交付金18億9,163万円は、40歳から64歳までの第2号被保険者からの介護納付金に関わる支払基金からの交付金でございます。

5款県支出金の10億4,677万7,000円は、介護保険法の定めによる介護給付費及び地域支援事業費に対する県の負担金及び補助金でございます。

7款繰入金11億7,619万3,000円は、介護給付費や地域支援事業費、人件費等に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

1款総務費1億9,405万5,000円は、介護保険制度の運営に関わる人件教育費、事務費でございます。

2款保険給付費68億5,030万9,000円は、在宅及び施設での介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費で、前年度比較5億9,047万円の増額は、施設介護サービス利用者数の増加によるものでございます。

4款地域支援事業費2億6,242万4,000円は、介護予防生活支援サービス事業や包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、任意事業費等でございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

次に、議案第42号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,200万円と定めるものでございます。

第2条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めるものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書により説明をいたします。

5ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、1款サービス収入1,665万6,000円については、介護予防

給付費のケアプラン作成手数料の収入でございます。

次に、歳出でございます。

6 ページをお開きください。

1 款総務費1,391万6,000円は、包括支援センターの運営に関わる人件費でございます。

2 款サービス事業費735万4,000円は、ケアプラン作成の委託料で、前年度比較127万7,000円の減額は、総合事業利用者の増加によるものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長横手 誠君。

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第43号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,000万円と定めるものでございます。

第2条は、地方債の目的、限度額等について、第3条は、一時借入金の最高額を2億円と定めるものでございます。

第4条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

2 ページを御覧ください。

第1表の歳入歳出予算で主なものを御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金71万4,000円は、新規加入者の工事分担金でございます。

第2款使用料及び手数料7,588万3,000円は、主に農業集落排水の使用料でございます。

第3款県支出金3,157万3,000円は、農業集落排水事業に対する県からの補助金でございます。

第4款繰入金3億5,964万1,000円は、償還金及び工事費に充当するための一般会計からの繰入れでございます。

第7款市債6,600万円は、中継ポンプ場通報装置デジタル化事業等に充てるための借入れでございます。

3 ページを御覧ください。

歳出でございます。第1款農業集落排水事業費、第1項農業集落排水施設管理費2億4,363万2,000円の主なものは、各処理施設の汚泥処理手数料、管理委託料、修繕工事費でございます。

第2款公債費、第1項公債費2億9,536万8,000円は、農業集落排水事業債の償還金でございます。

4 ページを御覧ください。

第2表、地方債につきましては、中継ポンプ場通報装置デジタル化事業の整備費用として4,950万円を、また、公営企業会計適用のための費用として1,650万円をそれぞれ限度額

に定め、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第43号についての説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 市立病院事務局長後藤弘樹君。

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 議案第44号 令和3年度笠間市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量でございます。年間患者数を入院延べ9,490人、外来延べ2万3,328人とし、1日の平均患者数は入院を26人、外来を96人とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款病院事業収益の総額を8億5,456万1,000円とし、内訳といたしまして、第1項医業収益7億9,641万6,000円は主に入院収益外来収益で、第2項医業外収益5,814万2,000円は他会計負担金及び補助金を計上するものでございます。

支出の第1款病院事業費用の総額を9億6,670万8,000円とし、第1項医業費用の9億2,784万1,000円は給与費や薬品費、経費、減価償却費などを計上するものでございます。第2項医業外費用の3,586万3,000円は、病児保育運営費や地域医療センター笠間施設管理費などを計上しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第1款資本的収入を3,097万8,000円とし、内訳は、第1項企業債に850万円、第2項出資金に2,247万8,000円を計上するものでございます。また、支出の第1款資本的支出を4,665万5,000円とし、内訳といたしまして、第1項建設改良費におきまして内視鏡のシステム更新を行う1,700万円、第2項企業債償還金を2,960万5,000円の計上をするものでございます。

2 ページを御覧ください。

第5条、企業債ですが、医療機器購入に関わる財源として病院事業債を起こすものでございます。

第6条、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条は、議会の議決を経なければ利用することができない経費を定めるものでございます。

3 ページを御覧ください。

第9条、他会計からの補助金をそれぞれ掲載をさせていただいております。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を1億5,072万7,000円と定めるものでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長横手 誠君。

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第45号、議案第46号、議案第47号について御説明申し上げます。

初めに、議案第45号 令和3年度笠間市水道事業会計予算について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第 2 条、業務の予定量は記載のとおりでございます。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額。

初めに、収入は第 1 款水道事業収益が17億9,211万8,000円でございます。内訳としまして、第 1 項営業収益16億2,295万1,000円は、主に水道使用料及び加入金でございます。

第 2 項の営業外収益 1 億6,916万3,000円は、主に長期前受金戻入及び雑収益でございます。

次に、右横になります。

支出でございます。第 1 款水道事業費用は16億1,110万3,000円で、内訳の主なものは、第 1 項営業費用15億4,540万2,000円で、水道汚水の供給費用、県水の受水費及び減価償却費でございます。

第 2 項営業外費用5,039万7,000円は、企業債の利息及び消費税でございます。

第 4 項に予備費として1,500万円を計上しております。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億2,697万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,221万3,000円、過年度分損益勘定留保資金 2 億3,476万4,000円で補填するものであります。

内容につきましては、2 ページを御覧ください。

初めに、収入になります。

第 1 款資本的収入は 9 億1,500万2,000円でございます。内訳としまして、第 1 項企業債 9 億円は、浄水場更新事業及び配水管整備事業に充てるための借入れでございます。

第 5 項国庫補助金1,500万円は、浄水場更新に関わるものでございます。

次に、右横になります。

支出でございます。第 1 款資本的支出は12億4,197万9,000円で、内訳としては、第 1 項建設改良費10億2,191万8,000円で、浄水場更新、配水管新設、老朽管敷設替えの工事費が主なものでございます。

第 2 項は、企業債償還金 2 億2,006万1,000円でございます。

第 5 条は、継続費の設定でございます。内容は、宍戸浄水場整備事業を行うため、総額を24億2,100万円、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 か年事業としまして、年割額を記載のとおり定めるものでございます。

第 6 条、企業債につきましては、市の浄水場整備事業が限度額を 7 億7,000万円、老朽管更新事業が限度額を 1 億3,000万円とし、起債の方法、利率および償還の方法については記載のとおりでございます。

第 7 条は、一時借入金の限度額を 1 億円に定めるものでございます。

3 ページを御覧ください。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。

第10条は、一般会計からの負担金、補助金をそれぞれ記載の通りに設定するものでございます。

第11条は、棚卸資産の購入限度額を600万円と定めるものでございます。

以上で、議案第45号についての説明を終わります。

続きまして、議案第46号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、初めに、収入から。第1款工業用水道事業収益は1,986万7,000円でございます。主なものといたしまして、第1項営業収益2,950万5,000円で、水道使用料でございます。

次に、右横の支出になります。

第1款工業用水道事業費用は2,760万6,000円で、内訳としまして、第1項営業費用2,560万1,000円の主なものは、原水、浄水及び配水費用、また、減価償却費などでございます。

第2項営業外費用100万1,000円は、消費税及び地方消費税でございます。

第4項に予備費として100万円を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,455万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額132万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1,323万円を補填するものでございます。

内容につきましては、2 ページを御覧ください。右横になります。

支出の第1款資本的支出1,455万3,000円は、第1項建設改良費で井戸の改修に伴う工事費でございます。

第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。

第7条は、一般会計からの補助金を記載のとおり設定するものでございます。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を100万円と定めるものでございます。

以上で、議案第46号についての説明を終わります。

続きまして、議案第47号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額、初めに収入は、第1款下水道事業収益が18億

2,378万円でございます。内訳として第1項営業収益6億4,454万9,000円は、主に下水道の使用料でございます。

第2項の営業外収益11億7,923万1,000円は、主に他会計補助金及び長期前置金戻入でございます。

次に、右横の支出でございます。

第1款下水道事業費用は18億2,378万円で、内訳としまして、第1項営業費用16億1,608万3,000円で、主なものは各浄化センターやポンプ場の維持管理及び減価償却費でございます。

第2項営業外費用1億9,759万7,000円は、企業債の利息及び消費税でございます。

第3項特別損失10万円は、過年度損益修正損でございます。

第4項に予備費として1,000万円を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億9,328万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,298万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億7,030万5,000円で補填するものでございます。

内容につきましては、2ページを御覧ください。

初めに収入でございますが、第1款資本的収入は12億2,119万1,000円でございます。内訳として、第1項企業債6億5,280万円は、下水道工事に充当するための2億9,580万円と資本費平準化債3億5,700万円でございます。

第2項一般会計出資金2億9,220万5,000円は、主に企業債元金償還の財減として繰り入れるものでございます。

第6項工事負担金2,408万6,000円は、受益者からの負担金収入でございます。

第7項国庫補助金2億5,010万円、第8項経営補助金200万円は、公共下水道事業に対する補助金でございます。

次に、右横の支出でございます。

第1款資本的支出は18億1,447万7,000円で、内訳として、第1項建設改良費6億126万9,000円は下水道管の新設及び敷設替え、また、ストックマネジメント計画に基づく更新工事の委託料が主なものでございます。

第3項企業債償還金12億1,320万8,000円は、企業債の元金償還でございます。

第5条、企業債につきましては、公共下水道事業の費用として起債限度額を2億9,580万円に、また、借入金の一部を将来に繰り延べするための資本費平準化債の限度額を3億5,700万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を8億円に、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

3ページを御覧ください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。

第9条は、一般会計からの負担金、補助金及び出資金をそれぞれ記載の通りに設定するものでございます。

以上で、議案第47号についての説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 散会の宣告

○議長（石松俊雄君） 以上で、本日の日程はすべて終了となります。

次の本会議は、あさって3日の午後2時から開会となります。なお、3日当日は、午前10時から補正予算審査のための各常任委員会を開催しますので、議員の皆様におかれましては午前10時までに参集されるよう、お間違いのないようお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

午後3時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石松俊雄

署名議員 坂本奈央子

署名議員 安見貴志